

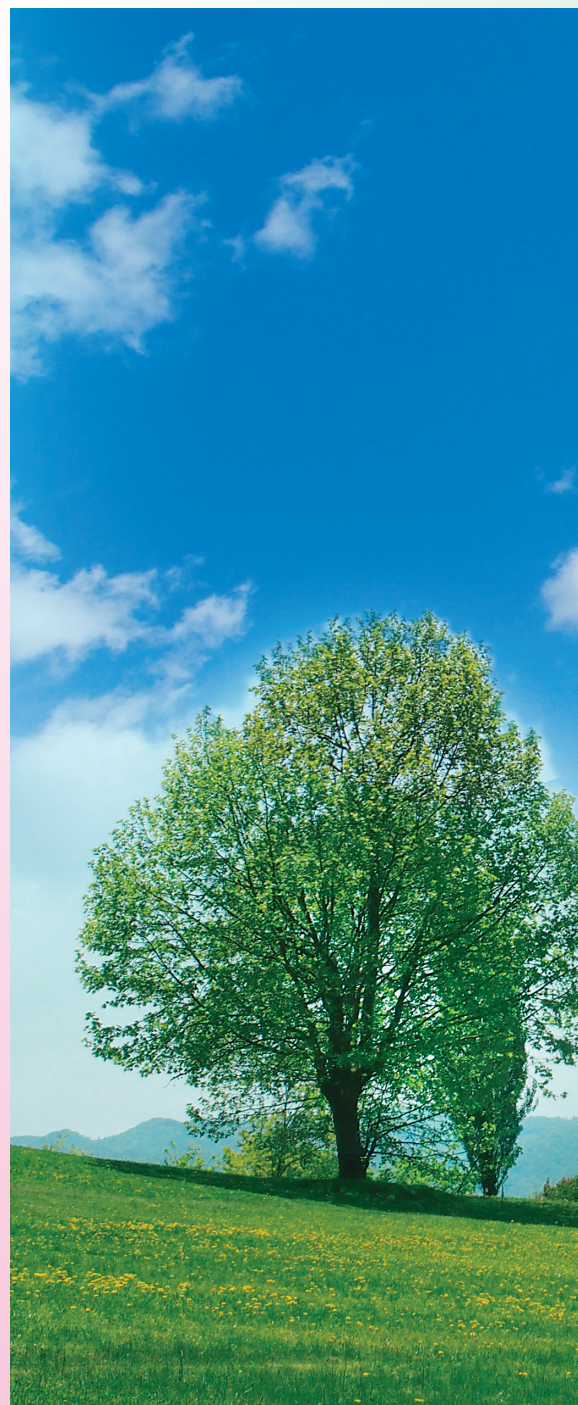
2020  
四国ろうきんの現況

SHIKOKU ROKIN DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

## ◆ 目 次 ◆

1. ごあいさつ .....	2
2. ろうきんの理念 .....	3
3. 事業方針 .....	4
4. 社会的責任と社会貢献活動 .....	19
5. 当金庫の考え方 .....	26
• リスク管理の態勢 .....	26
• 各種リスクへの取り組み .....	27
• コンプライアンス（法令等遵守）の態勢 .....	29
• 苦情等への対応（金融ADR制度への対応について） .....	31
6. 事業の組織 .....	33
7. 主要な事業の内容 .....	37
• 預金商品のご案内 .....	37
• 融資商品のご案内 .....	38
• 附帯・サービス業務のご案内 .....	41
8. 各種手数料のご案内 .....	42
9. 事務所の名称及び所在地・自動機コーナーのご案内 .....	44
10. 四国ろうきんの沿革・歩み .....	48
11. トピックス .....	49
12. 業績の概要 .....	50
13. 連結情報 .....	88
14. 全国労金の概要 .....	107
15. 索引（法定開示項目一覧） .....	109







ごあいさつ

理事長 杉本 宗之

平素より、私ども「四国ろうきん」をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年もここにディスクロージャー誌「2020四国ろうきんの現況」をお届けします。

「ろうきん」は、かつて「金融排除」された労働者や生活者が「相互扶助」の精神で資金を出し合って創った「協同組織の福祉金融機関」であります。「四国ろうきん」誕生以来19年、激変する経営環境の中で着実に成果をあげてくることができましたのも、会員各位をはじめ関係団体のご指導ご支援によるものであり、改めて感謝を申し上げます。

2019年度は、「第7期中期経営計画」の中間年度で最終仕上げの極めて重要な年度と位置付け、「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」のダブルテーマを掲げながら改革施策の実行に取り組みました。

重点課題として、①経営戦略、②財務戦略、③営業戦略、④IT戦略、⑤コンプライアンス・リスク管理戦略、⑥人事戦略の6項目を掲げて、勤労者の生活向上という「理念経営の実現」や「金融包摂」による事業存続の礎を築く施策を積極的に行って参りました。とりわけ「ろうきんアプリ」の導入などIT戦略を積極推進することで次世代に向けたろうきんブランド力の向上を目指したところでございます。

その結果、収支面では、経常利益10億90百万円の計画に対し13億11百万円となり、計画を2億20百万円上回り、当期純利益8億16百万円の計画に対し9億92百万円となり、計画を1億75百万円上回りました。なお、自己資本比率は、10.49%となりました。

改めて皆様のご協力に感謝を申し上げます。

「第7期中期経営計画」の総仕上げとなる2020年度は、「四国ろうきん」の将来を左右する極めて重要な年度になります。しかしながら昨年度末から続く「新型コロナウイルスの感染拡大」で経営環境が激変したため十分な「お役立ち・提案営業」が出来ない中でのスタートとなりました。今後はこの感染症の影響で社会経済活動や雇用・所得環境が変化し勤労者のニーズも大きく変化することが想定されますが「四国ろうきん」はそうした変化に適切に対応することで「協同組織型福祉金融機関」としての社会的使命を果たし、その上で「中期計画」の完遂を目指すものでございます。

このディスクロージャー誌「2020四国ろうきんの現況」は、ろうきんの機能や役割、四国ろうきんの2019年度の業況等を取りまとめたものです。

本誌によって、私どもに対するご理解を一層深めて頂ければ幸いに存じます。

2020年7月

## ろうきんの理念

- ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
- ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
- ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
- 会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
- ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

## ろうきんビジョン

1. 勤労者の生活を生涯にわたってサポートします。
2. 非営利・協同セクターの金融的中核としてその役割を発揮します。
3. 人と人、人と地域をつなぐことを通じて、「共生社会」の実現に貢献します。



### ろうきんは、はたらく人のための金融機関です。

勤労者なら、どなたでもご利用いただけます。ろうきんの商品やサービスなど業務内容は、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、「目的」「運営」「運用」が違います。

#### 目的

#### はたらく仲間がつくった金融機関

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などはたらく仲間が、お互いを助け合うためにつくった協同組織の金融機関です。



#### 運営

#### 営利を目的としない金融機関

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。



#### 運用

#### 生活者本位に考える金融機関

はたらく人からお預かりした資金は、はたらく人たちの大切な共有財産として、はたらく仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。





## ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期事業計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

### 〈事業運営三原則〉

#### ●「非営利の原則」

金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

#### ●「直接奉仕の原則」

金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

#### ●「政治的中立の原則」

金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

## 四国ろうきん・経営ビジョン

1. 四国に働く全ての会員・勤労者の幸せと夢の実現に貢献する、非営利の勤労者福祉金融機関であり続けます。
2. 働く人に最も身近で信頼され、支持され、選択される、四国で一番評判の良い金融機関になります。
3. 私たちの事業を通じて、地域を基点に助け合いの輪を広げ、共生社会の実現に寄与します。
4. 経営資源の最適配分と効率的運用、人材育成を通じて、強固な経営基盤を構築します。

## 四国ろうきん・クレド7カ条

私たち四国ろうきんの役職員は、お客様に対して、四国ろうきんに対して、自分自身に対して、7カ条の行動指針を実践することを約束します。

1. 私たちは、労金法第1条に定められた目的を果たすために、求められる役割以上の仕事をし、労金を守り発展させてまいります。
2. 私たちは、いつも笑顔で、明るく、元気に、前向きに思考し行動します。
3. 私たちは、おもてなしの心を持ち、お客様に「ありがとう」という感謝の言葉をいただけるように実践します。
4. 私たちは、金融機関の職員として、信用をモットーに一人一人が責任を持って、ミスは許されないという気持ちで業務を遂行します。
5. 私たちは、常に変革意識を持ち、出来ない理由をさがさず、創造的な仕事をするにより、立てた目標は必ず達成します。
6. 私たちは、労金を次世代により良く引き継ぐために、健全経営に徹し、利益は会員・勤労者や社会に還元してまいります。
7. 私たちは、自己研鑽に努め、心豊かで充実した生活を営み、人間力を向上してまいります。

※クレドとは、志・信条・約束であり、役職員の行動指針としてわかりやすく定めたものです。

## お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

当金庫は、2017年10月27日に「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客様の信頼に応えるための具体的な取り組みを実践してまいります。

### 1. 『お客様本位の業務運営に関する取り組み方針』の策定・公表

- 四国ろうきん（以下、当金庫）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取り組み方針」（以下、本方針）を策定します。
- 本方針および本方針に係る取り組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

（注）本方針において、「お客様」とは、「当金庫を利用されている方（利用を終了したお客様を含む）およびこれから利用を検討されている方」を意味します。

### 2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取り組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取り組みを行ってまいります。

### 3. 利益相反を適切に管理する取り組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を総務リスク統括部とし、リスク管理委員会において一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行ってまいります。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売に

あたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

### 4. 手数料等に係る情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行ってまいります。
- 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

### 5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取り組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
- ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」（労金連合会ホームページサイト）や、個人型DCについての「ろうきん i D e C o」（四国ろうきんホームページスペシャルサイト）において、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。
- 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ<sup>(注)</sup>形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。

（注）ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせて、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。



## 6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取り組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にまいります。
- 当金庫は、お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

## 7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取り組み

- ろうきんは、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客様である勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国のろうきん職員が参加しているほか、当金庫においても「理念研修会」を毎年開催する等、存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 職員の業績評価にあたっては、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。



## 利益相反管理方針の概要

### 1. 基本方針

当金庫は、法令、規程等（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客さまの金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫は、将来にわたってお客さまから信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客さまの保護に継続的に取り組み、以下のとおりその方針を公表いたします。

### 2. 利益相反の管理

利益相反とは、当金庫とお客さまの間、および当金庫のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの方針に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

### 3. 利益相反管理の対象取引と特定方法

当金庫は、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者（総務リスク統括部長）により、適切な特定を行います。

### 4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまの不利益のもとに、当金庫が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引（例：優越的地位の濫用、抱き合わせ販売により、当金庫の利益を図るために、お客さまに不当に不利益を与える状況の取引）
- (2) お客さまに対する利益よりも優先して他のお客さまの利益を重視する動機を有する状況の取

引（例：会員等の財務に関する情報の提供・相談並びに助言・指導において、お客さまの利益より優先して、他のお客さまの利益を図る状況の取引）

- (3) お客さまから入手した情報を不当に利用して当金庫または他のお客さまの利益を図る取引（例：お客さまの秘密情報を流用して、他のお客さまの利益を図る取引）
- (4) その他お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

### 5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当金庫に利益相反管理統括部署（総務リスク統括部）を設置し、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法、その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、当金庫内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示し、お客さまの同意を得る方法

### 6. 利益相反管理の対象範囲

利益相反管理の対象は、当金庫のみとなります。



## プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客さまの個人情報の保護に努めます。

## 1. 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱いたします。

## 2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

## 3. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客さまが所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客さまの個人情報を共同利用させていただいております。
- (3) 当金庫は、お客さまの個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、お預かりした個人情報を、法令で定める場合を除き、お客さまの同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

## 4. 個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

## 5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

## 6. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取り組みを適宜見直し改善いたします。

## 7. お問合せ先について

当金庫は、個人情報の取り扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。当金庫の個人情報の取り扱いおよび安全管理措置に関するご意見・ご要望・お問い合わせにつきましては、お取引店にお申し出ください。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情につきましては、お取引店または下記窓口にお申し出ください。

## 《四国労働金庫・お客様相談センター》

【電話番号】 0120-505-690

【FAX番号】 (087) 811-8100

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時

【e-mail】 support@shikoku-rokin.or.jp

## 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について、十分にご理解していただけるよう、適切な説明に努めます。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

## 重要事項の説明

### ※預金保険制度の適用

○預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など（決済用預金）は、全額保護されます。決済用預金を除く預金（有利子の普通預金や定期預金等）については、預金者1人あたり、1金融機関ごとに元本1,000万円までとその利息が保護の対象となっております。

なお、譲渡性預金等は、保護対象外となっております。

○預金保険制度により全額保護される決済用預金とは、次の①から③のすべての要件を満たす預金のことです。

- ①無利息（預金規定等で利息がつかないことを定めてあるもの）
- ②要求払い（預金者がいつでもその払戻しを請求することができるもの）
- ③決済サービスを提供できる（各種料金等の自動支払いや給与、年金等の自動受取りサービス等が利用できるもの）

○当金庫の破綻時においては、預金保険制度の保護対象額を超える部分について、元本欠損のおそれがあります。

### ※満期時の取扱い

○満期時においては、元本とともに約定利率により計算した利息を払い戻しいたします。

### ※中途解約時の取扱い

○満期日前に解約する場合は、元本とともに中途解約利率により計算した利息を払い戻しいたします。

### ※預金以外の金融商品について

○投資信託受益証券に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

### ※金融犯罪被害防止に向けた取り組み

○「預金者保護法」や「振り込め詐欺救済法」等の趣旨を踏まえ、盗難通帳やインターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しの被害が発生した際に、ろうきんに過失がない場合でもお客さまに過失がないときは原則補償します。

また、インターネット犯罪への対応として、ワンタイムパスワード、IBロックサービスの導入、団体向けインターネット・バンキングの「事前登録方式」を採用するとともに、振り込め詐欺等への対策として、ATMコーナーでのポスターやステッカーなどでの注意喚起を行っています。

今後も安心してろうきんをご利用いただくため、金融犯罪被害防止に向けた取り組みを強化し、お客さまの立場に立った対応に努めます。



## 共 済 募 集 指 針

### ○共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。

- 共済募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- 当金庫は、法令により事業性資金融資先である法人代表者及び個人事業主、または事業性資金融資先である従業員20名以下の事業所の役員及び従業員を共済契約者とする共済契約のお引受はできません。
- 労働金庫募集制限先に該当する当金庫の会員（代表者を含む）を共済契約者とする生命共済募集を行う場合、共済契約者一人あたりの共済金その他の給付金の額の限度は別に定める限度内にてお取扱させていただきます。

### ○共済契約の引受けについて

- 当金庫は、こくみん共済coopの募集代理店として、こくみん共済coopの会員である都道府県労働の組合員の皆さまの共済契約締結の媒介を行います。

引受共済事業を実施する組合	全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済coop）
【連絡先】	こくみん共済coop徳島推進本部 088-676-5393
	こくみん共済coop香川推進本部 087-822-1156
	こくみん共済coop愛媛推進本部 089-923-6031
	こくみん共済coop高知推進本部 088-823-6031
引受共済制度	1. ろうきんローン専用住まいる共済 2. 住まいる共済 （風水害等給付金付火災共済 自然災害共済 個人賠償責任共済）

- 当金庫は共済契約締結の可否を判断できず、お客様からのお申込みに対してこくみん共済coopが承諾した場合に共済契約は成立いたします。
- お客様がご契約される共済契約は、お客様とこくみん共済coopの間に成立いたします。従いまして、共済金や給付金等をお支払するのはこくみん共済coopとなります。
- 共済契約は、預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。

### ○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた共済募集に努めます。

- 共済募集においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な募集・勧誘活動を行います。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な募集・勧誘活動を行います。
- 当金庫では、取扱共済制度（保険商品）の中からお客様が自主的に商品を選択いただけるように必要な情報を提供いたします。（市場リスクを伴う投資性商品については、共済制度としては取扱っておりません。）
- お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- また、共済募集において、法令等に違反して共済募集を行い、お客様に損害を与えた場合には、募集代理店としての募集責任があることを明示します。

○お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 共済募集活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客様と直接対面しない募集等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

- 当金庫は、お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の募集等に活かして参ります。
- 共済契約について、万が一共済事故が発生した場合におきましては、共済金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- 当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、こくみん共済coop所定のご連絡窓口へご案内、またはこくみん共済coopと連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。

《四国労働金庫・お客様相談センター》

フリーダイヤル：0120-505-690

受付時間：月曜日～金曜日／9：00～17：00

※金庫休業日はご利用いただけません。



## 保 険 募 集 指 針

### ○保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 保険募集にあたっては、本募集指針を役職員一同に徹底し、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行います。

### ○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険募集に努めます。

- 保険募集においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な販売・勧誘活動を行います。
- お客様には、募集を行う保険商品の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であることや、その他保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行います。
- 複数の保険商品を取り扱う場合など、取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品を選択いただけるよう情報を提供いたします。
- 法令等の定めにより、商品によっては、当金庫にてお取扱いただけるお客様の範囲に制限がございます。
- 本規制に基づき、当該商品をご案内させていただく際は、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先等をお教えいただき、当金庫でのお取扱いが可能かどうかを確認させていただきます。
- 特に、市場リスクを伴う投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行います。
- お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。
- また、保険募集において、法令等に違反して保険募集を行い、お客様に損害を与えた場合には、募集代理店としての販売責任があることを明示します。

保険契約者・被保険者になる方が以下のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者ならびに個人事業主の方（以下、「融資先法人等」といいます）
  - ② 従業員数が50名以下の「融資先法人等」の役員・従業員の方
- \* 当金庫の事業性融資先である労働組合およびその関係者（上記①・②に相当する方）にも準用いたします。

○お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 保険募集活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

- 当金庫は、お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。
- 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- 当金庫は、お客さまからの苦情・ご相談、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、ご相談・ご照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関するご照会、苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問合せください。

《四国労働金庫・お客様相談センター》

フリーダイヤル：0120-505-690

受付時間：月曜日～金曜日／9：00～17：00

(※祝日・振替休日を除く)



## 第7期中期経営計画

当金庫は、2018年4月より2021年3月末までを計画期間として、「第7期中期経営計画」を策定いたしました。

この計画の3カ年間に於いて、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」（労働金庫法第5条第1項

～3項）等に基づき、四国で唯一の勤労者福祉金融機関として果たすべき任務と役割を明確にして、以下の重点課題に取り組んでおります。

### 【重点課題】

1. 経営戦略
2. 財務戦略
3. 営業戦略
4. IT戦略
5. コンプライアンス・リスク管理戦略
6. 人事戦略



## 2020年度経営方針

第7期中期経営計画の最終年度となる2020年度は、ダブルテーマに掲げた「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」のもと、引き続きⅠ. 経営戦略、Ⅱ. 財務戦略、Ⅲ. 営業戦略、Ⅳ. IT戦略、Ⅴ. コンプライアンス・リスク管理戦略、Ⅵ. 人事戦略の6項目を重点課題として取り組み、改革の総仕上げを目指します。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済・社会情勢への悪影響が予想される中、第7期中期経営計画の完遂のため、オール四国の全体最適化を強力に推し進めます。経営資源を最効率・再配分し理念経営の実現と金融包摂を「高付加価値・お役立ち・提案営業」により実現し、ろうきんブランド力を向上します。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン」ならびに「クレド7カ条」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

## 2020年度事業課題

2020年度は、第7期中期経営計画に掲げた以下の6項目を重点課題として取り組みます。

(事業計画より抜粋)

### 1. 経営戦略

#### (1)ガバナンス態勢

- ①代表理事（理事長、副理事長、専務理事）は、金庫経営全般の統括・執行管理と内部統制機能を拡充・強化します。
- ②会員出身の常務理事兼営業本部長は、金庫経営の執行管理に加えて、地区におけるコンプライアンス経営と収益・リスク管理の徹底ならびに会員との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を拡充・強化します。
- ③プロパーの常務理事は本部において代表理事の業務執行を補佐し、自らの任務と責任に基づき専門性を発揮して内部統制機能を拡充・強化します。
- ④会員出身の執行役員営業本部長は、代表理事の指揮下において地区におけるコンプライアンス経営と収益・リスク管理の徹底ならびに会員との連携強化による事業拡大など、地区内の統制機能を拡充・強化します。
- ⑤プロパーの執行役員営業統括部長は、4県の営業本部を統括し、営業本部長と連携してオール四国の営業戦略を実現します。
- ⑥プロパーの執行役員本店ブロック統括部長は、全営業店長のトップリーダーとして、「ブロック店営業の完結」および「高付加価値・お役立ち・提案営業」を強力に主導します。
- ⑦非常勤の理事はコンプライアンス経営および収益・リスク管理の強化など、健全経営の維持・発展ならびにろうきん運動の発展強化に取り組みます。

#### (2)大改革の完遂と改革効果の最大享受

- ①フィンテック、オープンAPI、スマホアプリ、AI、キャッシュレス社会の進展等々、第四次産業革命への対応については、引き続きろうきん業態の戦略論議をリードし、業態全体で適時・適切に方針決定します。
- ②オール・ワンシステムやBPRによって、先行してきた多額のシステム投資効果は、収益拡大とコスト削減の両面で

実現し、健全経営に徹します。

- ③給与引去事務は店・会員別の独自ルールを見直し、オール・ワンシステムの「賃金控除事務支援サービス」によるデータ連携を強力に推し進め、事務パワーから営業パワーへシフトします。
- (3)人生100年時代に対応したエリア営業力の強化
  - ①エリア営業の役割を充実するために、退職後の高齢者層および融資利用者を中心とした活動に加えて、退職前の現役層に対する退職前セミナー（公的年金、年金予約定期、認知症、投信）を開催し、老後の将来不安の解消に取り組みます。
  - ②金融庁より積極的な対応要請がある認知症対策については、高齢者にやさしい四国ろうきんであるためにも、全役職員が認知症サポーターとなり、認知症についての正しい理解と金融面の対応策などについてご提案します。
  - ③勤労者の生涯取引（資産寿命の延長、資産の管理・継承）実現に向け、業態統一の「後見制度支援預金」の導入等、具体的な新商品・サービスの開発について、協会・連合会に要請します。
  - ④認知機能・身体的機能の低下に備えた高齢者とその家族取引（サービス・施策）の充実について、協会・連合会に要請します。
- (4)社会貢献活動の取り組み
  - ①福祉金融機関として「社会貢献活動助成金制度」および「各種手数料免除制度」は、積極的に広報・宣伝し社会貢献活動に取り組みます。
  - ②ろうきんATM利用による「ピンクリボン運動」の貢献活動を広く社会に広報します。
  - ③2018年度よりスタートした「ろうきん1万人笑顔プロジェクト」は、引き続き、新規融資1件につき、ろうきんが100円を拠出して、教育、子育て支援、障がい者支援、環境保護関係の各団体に寄付を行います。
- (5)SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み
  - ①「ろうきん運動」の推進を通じて協同組織金融機関として期待される役割発揮と社会貢献を進めるとともに、「SDGs」

の実現に向けた取り組みを展開します。

## 2. 財務戦略

### (1) 融資拡大による収益力の強化

- ①「ありがとう祭」を通じて、お客様のニーズに合った融資商品を適切にご提案します。
- ②カードローンはR・プラン300、R・プラン500、マイプランおよび一本太助をバランスよく推進します。

### (2) 預金拡大による収益基盤の強化

- ①勤労者の資産形成は給振、財形、エース預金およびiDeCoを中心に生活応援し、生涯取引は年金受取指定の拡大および年金定期などで推進することにより基盤を強化します。

### (3) 改革完遂によるコストパフォーマンスの最適化

- ①四国ろうきんグループ改革およびBPRをはじめとする改革スケジュールに則り、四国ろうきんグループ全体でのコスト効率を最大化します。
- ②コストパフォーマンスの適正化はBPRプロジェクトを中心として、物件費効率（物件費OHR）の向上と原価コストの削減ならびに労働分配率（人件費OHR）の改善の観点から実現します。
- ③業態として算出する標準事務量を参考に、営業店事務の簡素化・標準化に取り組み、経営資源の適正化を図り、営業店を「事務処理の拠点」から「会員・顧客へのサービスの拠点」へ変革、顧客満足の向上を実現します。

## 3. 営業戦略

### (1) CRM戦略

- ①全ての職員が正しい「ありがとう祭」を実践し、お客様が退職を迎えたとき、「ろうきんさん。世話になったね。ありがとう」「退職するけれど、これからもよろしくね」と言っていただけなら四国ろうきんになります。
- ②職域営業は全ての会員に対し「ありがとう祭」の協同取り組みを提案し、労働組合が行う組合員のための福利厚生活動として、経済の部分で組合員のお役に立つことを目的に、労働組合と一体となって正しい「ありがとう祭」を展開します。
- ③営業窓口は会話やチラシ等の活用による情報提供・情報収集を行い、お客様自身の「気がついていない（隠れた）ニーズ」を満たすことが出来る商品・サービスを提案し、自己実現（理想の実現）に寄与します。
- ④エリア営業は住宅ローン利用者およびろうきん友の会会員等への戸別訪問を徹底し、正しい「ありがとう祭」の実践を通じて、お客様自身とご家族の自己実現（理想の実現）を応援します。
- ⑤ろうきんRM軍団【FA班】は高いレベルで相談業務に当たることはもちろん、各種セミナーのメンテナンスを行うと共に新規セミナーの作成、BINGOマスに代わる新たな「ありがとう祭」の模索に取り組みます。
- ⑥ろうきんRM軍団【金融商品班】は投資信託を中心とした金融商品の販売拡大に向けたアプローチスキルを強化する研修会の開催やセミナー資料の作成に積極的に取り組み、金融商品の販売を強化します。

⑦ろうきんRM軍団【LINE@班】はタイムリーかつ有効的な情報発信を継続し、新たなコミュニケーションツールとしての立ち位置を確立させます。

### (2) ろうきん運動

- ①全会員組合に対し、労働組合が行う組合員の経済的地位の向上に向けた福利厚生活動として、ろうきんを積極的に利用することによる勤労者の生活改善・生活防衛を明記頂けるよう、本部役員、営業本部、営業店が連携を取りながら、すべての定期大会議案書へのろうきん運動の掲載を目指します。

### (3) 利用者数の拡大

- ①2020年度は融資会員利用率15.0%、預金会員利用率50.0%を目指し、各店ごとの拡大計画を定めた上で正しい「ありがとう祭」の展開により、会員利用率を向上します。
- ②「取引拡大プロジェクト」は、先行6ブロック店での成功事例を共有して、全店で新規会員および低未利用会員開拓を行い新たな市場創出と会員利用者数を拡大します。
- ③地域生協組合員への情報提供ツールである生協カタログへの折り込みを継続し、家庭への浸透を図ります。
- ④学校生協組合員への情報提供は定期的な学校訪問と生協カタログへのチラシ折り込みの継続により、ろうきんの利用を促進します。
- ⑤「取引拡大プロジェクト」の取り組みにおいて、iDeCoを主体とした提案を実施するとともに、新規開拓においては「iDeCo+」を新規加入の契機として提案し、会員利用者数の拡大を図ります。また、ユニオンショップをとっている会員を中心に「ばあとな〜」制度の普及拡大に取り組み、非正規雇用組合員の生活応援を行います。
- ⑥一般勤労者に対する情報提供は地区勤労者互助会と連携したダイレクトメール等を中心に取り組みます。
- ⑦「カードローンのご契約で金利プランの最大引き下げ後の融資金利」とする「女性活躍応援キャンペーン」は、「低利な住宅ローン+多重債務から働く女性を守る」ことをコンセプトに、お役立ち提案活動を展開します。

### (4) 推進機構・ろうきん友の会・青年女性部との連携強化

- ①四国推進委員会が主催する四国ろうきん推進機構研修会において、各地区の「ありがとう祭」の取り組み方法や取り組み成果を報告し合い、各会員で開催する「ありがとう祭」の充実・強化につなげます。
- ②各営業店は店推進委員会と連携し「生涯取引推進委員」の設置・拡大・強化に積極的な取り組み、「ライフサポート定期預金」の提案による退職金獲得、「年金予約定期預金」の提案による年金指定を念頭に、定年退職前後の方々を対象としたセミナーやイベントを開催します。
- ③ろうきん友の会の総会時等には認知症に対するご本人はもとよりご家族の経済的な不安を和らげるための「たんぼぼ認知症治療保険」、資産の運用に悩んでいる方には「投資信託」など、様々な有益な情報をセットしたセミナー開催を提案・実施し、ろうきん友の会会員の皆様のお金に関する不安の解消に努めます。
- ④相続預金の流出防止については、ろうきんと取引の無かった遺族の方々に対しての「相続リレー定期預金」の提案を通じて、新たな顧客の拡大につなげます。



⑤青年女性部は若年層・女性層を対象としたイベントや学習会等を開催し、ろうきんの認知度の向上と利用拡大に努めます。

(5)各種団体との連携強化

①労福協と一緒に取組んでいる多重債務の予防と解決に向けた活動を継続します。

②可能な会員についてはこくみん共済coopと連携して「ありがとう祭」を共同開催し、組合員一人ひとりに総合的なライフプランを提案します。

③自治体と連携し、地域勤労者の福祉の向上につながる提携融資制度を充実・強化します。

④毎年消費者教育の機会を与えてくれている高校等との連携を保つとともに、福祉事業団体等の協力も得ながら社会に出ていく大学生や高校生に対する消費者教育の機会を拡大していきます。

(6)広告宣伝活動

①LINE公式アカウントを活用したタイムリーな情報発信を継続し、「働く人のそばに寄り添うろうきん」のイメージを定着させます。

4. IT戦略

(1)業態IT戦略との連携

IT戦略に基づく業務改革により、システム投資効果の最大化ならびにお客様サービスの向上を実現し、生産性を高めることを目的として次のとおり取り組みます。

①タブレット端末

タブレット端末に実装された「預かり資産販売支援システム」、2020年上期に実装予定の「こくみん共済coop・共済代理販売支援システム」等により、顧客ニーズにリアルタイムで対応し、お客様の満足度を高めて、高付加価値・お役立ち・提案営業を実現します。

②オープンAPIの利用拡大

公開されたオープンAPIにより、フィンテック企業との連携を拡大し、顧客サービスを飛躍的に向上します。

③ろうきんアプリの利用拡大

来店不要と通帳不要を実現した「ろうきんアプリ」により、「かんたん通帳」や「残高・入出金明細照会」、「ろうきんダイレクト」および各種お役立ち情報の提供などにより、飛躍的に利便性を向上します。

(2)四国ろうきんグループ改革

①㈱四国労金サービスへの業務委託はBPRの進行に合わせて順次実行し、専担化・集中化を進め、営業力強化と事務リスク削減により経営効率を最大化します。

②2017年8月にスタートした㈱四国労金サービスへの業務委託（代理業）について、業務を洗い出し順次進めます。

(3)情報セキュリティ

①インターネット環境のセキュリティ対策を業態と共に強化するとともに、オール・ワンシステムをインターネットから分離し高度化・巧妙化しているサイバー攻撃対策を強化します。

②業態統一で導入されるインターネット完全分離およびメール無害化により、PCセキュリティ管理と漏えい防止を実現します。

5. コンプライアンス・リスク管理戦略

(1)「コンプライアンス経営」の実行

①役員は諸会議や各種研修会、対話集会および職場訪問時等において「コンプライアンス経営」徹底のメッセージを発信し続け、全役職員はこの遵守に徹します。

②総務リスク統括部はコンプライアンス・プログラムを改定するとともに、各階層別研修等にコンプライアンスカリキュラムを設定し、「コンプライアンス経営」を徹底します。

③反社会的勢力等への対応は統一システム（オキュラスシステム）情報を活用し、取引開始時のチェック（入口段階）および既存顧客のチェック（中間段階）などにより取引を遮断します。

④業務上のコミュニケーションを充実し、互いに尊重・理解し合える職場環境の定着に取り組むことで、不祥事件やハラスメント等を防止します。

(2)顧客保護等管理態勢の充実・強化

①「顧客本位の業務運営に関する原則」（フィデューシャリー・デューティー）に則り、コンプライアンス・マニュアルなどの一部改定を行います。

②2020年に予定されている民法改正に対応するために規程類を改定します。

③お客様相談センターはお客様の苦情・要望等を広範囲に把握し、関係部署と連携して迅速に対応することで課題を解決します。その内容はリスク管理委員会に報告し必要な対策を講じます。

(3)ALMの更なる高度化とリスク・アバタイト・フレームワークの充実・強化

①リスク・アバタイト・フレームワークを充実し、自己資本に見合う適正なリスクコントロールにより、収益力を向上し経営体制を強化します。

②「銀行勘定の金利リスク」（IRRBB）に基づくリスク計測により、金利ショックが自己資本に与える影響について分析を行います。また、2020年3月期より実施されるΔNII（期間収益リスク）の計測に対応します。

(4)オペレーショナルリスク管理の充実・強化

①四国ろうきんグループで発生する全てのオペレーショナルリスクは、リスク管理委員会で情報共有し対策を講じます。

②重大なリスク発生事案は、全役職員を対象に教育超勤を活用したWeb説明会を適宜開催し、再発防止を徹底します。

③重大事案は監査部が臨店監査時に再発防止策の実施状況および浸透状況を点検・確認し、オペレーショナルリスクの削減を図ります。

(5)緊急時危機管理態勢の強化

①大規模災害等に備えて各店舗への出勤者を明確にし、緊急対策本部の指示により全店舗が業務継続可能な態勢を構築します。

②営業店業務継続要領に基づき実践的な訓練を実施し、災害時の業務継続に備えます。

③全部署において地震・津波・火災等の災害時や防犯に備えた実践的な対応・避難訓練を実施します。

## 6. 人事戦略

### (1) 職員採用と人材開発計画

- ①新規および中途職員の採用計画はマイナビと連携し、4県開催のマイナビ就職セミナー、大学および企業説明会、年2回のインターンシップ開催、採用面接等、積極的に実施し有望な人材を確保します。
- ②新規採用後のジョブローテーション（業務⇒融資⇒営業推進）は全部店長が具体的な実施計画書を策定し、経営統括部企画・人事は実施状況の検証と指導を強化して確実に実行します。
- ③理念経営の実現に向けて、勤労者福祉金融機関の役割を發揮し「高付加価値・お役立ち・提案営業」を実践する「人材育成」と「能力開発」を行います。
- ④「人材開発」は人事管理制度の「期待役割」に基づき、組織上の立場・役割を担う「人材育成」と職員各人の能力向上を図る「能力開発」の双方を統合して実施します。
- ⑤コンプライアンス・リスク管理能力を向上するための能力開発項目を強化します。

### (2) ワークライフバランスの充実

- ①2019年4月から順次施行されている新たな「働き方改革関連法案」に基づき、長時間労働の是正、柔軟な働き方の実現等に取り組みます。
- ②2020年6月から改正施行されるパワーハラスメント防止措置義務を定めた「労働施策総合推進法」に基づき、措置義務を順守し、パワーハラスメントの防止に取り組みます。

- ③「健康経営宣言」に基づく第2期行動計画を実行し、全ての職員が健康で生き活きと働くことのできる職場をつくりまします。
- ④「労働金庫にふさわしい“組織風土”の確立に向けた基本方針～ディーセントワーク・SDGsの実現～」に基づき行動計画を策定・実践し、職員が健康で働き続けられる職場の充実および理念経営とコンプライアンス経営の統合を目指します。
- ⑤「次世代育成支援対策推進法」の第5期行動計画に基づき、全ての職員が仕事と子育てを両立し、職業能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、子育てサポート企業として「くるみん認定企業」の取得を目指します。
- ⑥「女性活躍推進法」の第2期事業主行動計画に基づき、女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の維持・改善に取り組みます。
- ⑦第3段階での認定を受けた「えるぼし」は、ホームページおよび名刺等で女性活躍推進事業主であることをPRし、優秀な人材の確保や企業イメージの向上につなげます。
- ⑧「四国労金ワークルール」に基づき労務管理を徹底するとともに、過重労働につながらないよう職場環境を維持・改善します。

## 2020年度業績拡大計画

(単位：百万円)

	2019年度末残高	増加計画額	増加率	2020年度末残高目標
融 資	404,388	10,378	2.56%	414,767
預 金	610,031	6,000	0.98%	616,031

## 〈地域社会の活性化に関する取り組み（地域と協働した社会貢献活動等）〉

ろうきんは、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきん理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

### 社会貢献活動「助成金制度」

当金庫の社会貢献活動助成金制度により、2019年度は18団体に約264万円の助成を行いました。制度発足後18年間で、延べ477団体に総額約7,926万円を贈呈しています。これからも社会貢献の一助となる活動を継続してまいります。

#### NPOへの支援

##### ●四国ろうきん「助成金制度」

社会福祉・高齢者問題、文化や国際交流などの「福祉活動」を対象とし、非営利で公共性の高い活動をしている団体に対し、応募申請をもとに審査・選定し、助成金を贈呈する制度です。



2019年10月 徳島地区目録贈呈式

### 2019年度 助成団体一覧表

#### <徳島県関係分>

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
こどもプロジェクト1・2・3	名西郡	学ぼう・つなごう・伝えよう・広がれ防災の輪
とくしまお話を語る会	吉野川市	お話の講習会
グリーンケア「エディ」	徳島市	グリーンケア～大切な人をなくされた方の集いの場～
環境とくしまネットワーク	鳴門市	地域の安全と安心を包む「ふる敷エコ変化（へんげ）」プロジェクト～STOP-レジ袋有料化に向けて、ちょっと賢い生活術～
パープルシードあなん	阿南市	児童虐待の取材現場から考える～なぜSOSは届かないのか～講演会
徳島県青年海外協力協会	徳島市	第9回徳島サマーキャンプ

#### <香川県関係分>

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
特定非営利活動法人 奥塩江交流ボランティア協会	高松市	かがわ山なみ芸術祭奥塩江協賛事業
特定非営利活動法人 シニアと地域を元気にする会	高松市	人生100年健康長寿で過ごす「脳の若返り出前講座」
教師力向上サークル聡楽っと	高松市	本は友だち読み聞かせ教室
一般社団法人 Peace of New Earth	坂出市	Peace of New Earthコンサート～Healing Espace 癒しの音楽と周波数で、自分自身を癒してみよう（仮称）～
NPO法人 福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	高松市	写真展「Call my name～原発被災地に取り残された動物たち」と写真家（上村雄高さん）の講演会
一ノ谷防災キャンプ実行委員会	観音寺市	一ノ谷防災キャンプ
香川県キャンプ協会	高松市	県民自然体験活動推進事業 はじめてのファミリーキャンプ
特定非営利活動法人 転倒予防を考える会	丸亀市	誰もが抱える老後の不安～医療・介護・年金・不動産～を乗り切る為の講習会
東かがわ歴史研究会	東かがわ市	歴史民俗資料誌発行の為の調査・研究

#### <愛媛県関係分>

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
特定非営利活動法人 地域教育サポートの会	松山市	親子で参加するワークショップ事業
NPO法人 スペースゆう とも会	宇和島市	光の商店街プロジェクト

#### <高知県関係分>

助成先団体名	団体所在地	助成対象活動
特定非営利活動法人 四葉のクローバー	四万十市	障害者施設Re・Guruのパンフレット作り

#### ●各種手数料の免除制度

事前に申請し、審査・選定された団体に、振込をする際の為替手数料や、残高証明書等の一般手数料を免除する制度です。対象団体は、四国内に所在するNPO法人をはじめ、住民の福祉の増進を図ることを目的とする法人および任意団体です（審査が必要です）。

#### ●NPO事業サポートローンの推進

「NPO事業サポートローン」はNPO法人の運転資金や設備資金等を対象としたNPO法人に対する融資制度です。NPO法人で3年以上の活動実績があり、法人格取得後の決算が確定していることが要件となります。



## 四国ろうきん「ピンクリボンプロジェクト」

四国ろうきんでは、社会貢献活動の一環として、「女性が健康で長く働くことができる社会づくり」に貢献するために、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える「ピンクリボン運動」への支援に取り組んでいます。

具体的には、四国ろうきんATMにおいて、ろうきんカード（マイプラン含む）および他行カードでの支払1回につき1円を四国ろうきんが負担し、「ピンクリボン運動」を実施している四国地区の公益財団法人日本対がん協会のグループ組織に寄付するものです。

2019年度の取り組み期間（2019年2月～2020年1月）における寄付金額は、846,516円、制度発足後8年間で累計金額は800万円となりました。

2020年度以降も、引き続き取り組みを行います。

### 「ピンクリボン運動」支援の寄付 寄付金額 合計 846,516円

地 区	寄付金額	寄 付 先
徳 島	153,600円	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構
香 川	180,454円	ピンクリボン かがわ県協議会
愛 媛	220,943円	ピンクリボン えひめ協議会
高 知	291,519円	公益財団法人 高知県総合保健協会

1. 各地区の寄付金額は、ATM支払件数実績で配分しています。



ATMで  
お金を引き出す。  
そんないつもの行動が  
だれかのために  
役立ちます。

あなたの善後を、だれかのために。

四国ろうきん  
ピンクリボン  
プロジェクト

Shikoku  
Rokin

四国ろうきんのATMで、  
ろうきんカード(マイプランカード含む)をご利用いただく。  
お引出し1回につき1円を四国ろうきんが負担し、  
四国地区の日本対がん協会のグループ組織に寄付いたします。

ピンクリボン運動の啓蒙活動に貢献します。

ピンクリボン運動とは、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える活動です。ピンクリボン運動の推進は、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える活動です。ピンクリボン運動の推進は、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える活動です。

2020年3月現在



2020年3月 愛媛地区目録贈呈式

## 「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」

2018年4月1日より、「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」の取り組みがスタートいたしました。

この取り組みは、お客さまにご利用いただいた「ろうきんローン」1件につき100円をろうきんが拠出し、お客さまに選んでいただいた寄付先（教育関係、子育て支援関係、障がい者支援関係、環境保護関係の各団体）へ寄付を行うものです。

福祉金融機関ならではの寄付活動として暮らしに寄り添い、多くの笑顔に貢献しています。

2019年度の取り組み期間（2019年4月～2020年3月）の寄付先および寄付金額は以下のとおりとなりました。

2020年度も、引き続き取り組みを行います。

**四国ろうきん1万人 笑顔プロジェクト 2020**

～はたらく仲間のためにできること～

お客さまがろうきんローンを利用して頂くことが、社会貢献活動につながります。

●福祉金融機関ならではの寄付活動  
暮らしに寄り添った活動で、多くの笑顔に貢献します。

ローンのご利用	お客さま	ろうきん
<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅ローン</li> <li>●自動車ローン</li> <li>●カードローン</li> <li>●ネットローン</li> <li>etc.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寄付先の選択</li> <li>●1件あたり100円をろうきんが拠出</li> <li>●環境保護関係</li> <li>●子育て支援関係</li> <li>●障がい者支援関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご返済1件につき100円をろうきんが拠出</li> </ul>

（ろうきん）がお客様のご返済より、100円を寄付先へ寄付

●期間中にご利用いただいたローン1件につき100円をろうきんが拠出し、寄付いたします。  
（ご利用するご返済額によって、ろうきんが拠出する金額が異なります。お客様に変わって寄付するシステムです。）  
●寄付先は、教育関係、子育て支援関係、障がい者支援関係、環境保護関係から、お客さまに選んでいただきます。  
●期間は、2020年4月1日から翌年3月31日までです。

200-2019-024

## 2019年度「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」

寄付金額 合計 **641,100円**

地区	寄付金額	寄付先	活動内容
徳島	143,000円	徳島県地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化防止
香川	174,400円	香川県教育委員会総務・生涯学習推進グループ	児童の読書活動推進
愛媛	203,300円	愛媛県保健福祉部子育て支援課	子育て支援パスポート事業
高知	120,400円	公益財団法人 高知県身体障害者連合会	障がい者の社会参加推進



2020年5月 高知地区目録贈呈式



2020年6月 香川地区目録贈呈式

## SDGsへの取り組み

ろうきん業態ではSDGsの実現に向けた取り組みを展開するにあたり、「ろうきんSDGs行動指針」を2019年3月1日に策定しました。当金庫においてもこの指針に則り、労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、今後も〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割を発揮し、SDGs達成に取り組んでいきます。

### 〈ろうきんSDGs行動指針〉 ～2019年3月～

- (1) 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- (2) 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- (3) 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- (4) 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

## 自然災害に係る取り組み

自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

ろうきんでは、復興に向けた支援として、以下の取り組みを行っております。

### 1. 融資関連の特別措置

既往融資者（被災者）への特別措置

返済猶予等の貸付条件の変更については、(旧)金融円滑化法の運用を基本とした割賦金減額、元金据置等の契約変更について、お客さまのご事情をお聞かせいただいたうえで対応しています。

また、大震災の影響での延滞利息については、本人からの申請により、原則として延滞利息を免除しています。

### 2. 振込手数料の免除措置

ろうきんの窓口から会員団体等が開設した義援金振込口座および被災者個人への生活資金等の振込にかかる為替手数料について、免除措置をとっています。

### 3. 義援金の募集

四国ろうきんとして「東日本大震災」被災者救援のための募金を、各本支店窓口での募金箱、振込で受け付けています。2020年3月末までの義援金（4,098,108円）については、日本赤十字社香川県支部を通じて被災者に届けています。皆様方の温かいご支援に感謝申し上げます。

### 4. 平成30年7月豪雨災害からの復興支援

平成30年7月豪雨災害で被災された地域へ、各地域の社会福祉協議会などを通じて救援物資を届けました。また、被災者の皆様が一日も早く被災から立ち直り本来の暮らしに戻れるよう、2018年7月10日より「災害救援ローン」の取り扱いを開始しました。被災された地域の皆様にお見舞い申し上げますとともに、早期の復興に向け福祉金融機関としての役割を発揮してまいります。



## 生活応援運動の取り組み

### ●生活応援セミナーへの講師派遣

会員や企業が開催する研修・セミナーにおいて、ライフプランセミナー等の「生活応援セミナー」に営業店の担当者を講師として派遣し、会員や地域で働く方々への教育・学習活動に努めています。

iDeCoセミナーや退職前セミナーをはじめ各種セミナーも各地で開催され、2019年度はのべ438回、12,141名の参加をいただきました。

### ●可処分所得向上のための取り組み

高金利の他社カードローンを当金庫のカードローンや無担保ローンなどに借換える取り組みを強化し、可処分所得の向上を図っています。

### ●財形制度改善要望

財形貯蓄は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の方だけに認められた制度です。ろうきんは、この財形制度の改善をめざして、非課税限度額の引き上げ等を要望しています。財形制度の改善運動を展開することは、ろうきんの社会的役割であり、労働組合と連携しながら、より良い財形制度づくりに努めています。

### ●勤労者セーフティネット

生活応援運動の一環として、収入減少者や離職者に対して「勤労者生活支援特別融資制度」等による相談活動に取り組みました。

### ●高校生・大学生向けの消費者教育講座への講師派遣

これから社会に出る高校生・大学生に対して正しいお金の使い方を身につけていただくことを目的に消費者教育講座を開講し、営業店の担当者を講師として派遣しています。2019年度は、24校で開講し、2,603名が受講しました。



## 多重債務対策の取り組み

2006年12月の貸金業法改正を踏まえ、これまで以上の多重債務対策がろうきんに求められるとの認識から、2007年3月、全国労働金庫協会に「生活応援運動・多重債務対策本部」を立ち上げ、同年7月までに全国13のすべてのろうきんが同様の対策本部を設置しました。同年10月より、全国ろうきん統一施策として「多重債務対策特別強化月間～お金の問題！気づきキャンペーン～」を実施し、啓発・救済活動の一層の強化を図ってきました。

2016年には、個人の自己破産申立件数が13年ぶりに増加に転じており、改めて多重債務対策が重要になっています。こうした中、当金庫における具体的な取り組みとして、職域や学校等での研修・学習会の開催、講師派遣、各種情報の提供などを通じた予防運動の一層の強化や多重債務相談体制の拡充等を進めています。

## 福祉金融機関としての融資制度

### ●求職者支援資金融資（2011年10月取り扱い開始）

厚生労働省が実施する「求職者支援制度」による職業訓練受講給付金のみでは、訓練受講中の生活費等が不足する場合の支援策として設けられた融資制度で、ハローワークが融資申込みの証明（認定）を行います。

#### ■利用状況 (単位：千円)

	2019年度末
融資残高	5,277

### ●技能者育成資金融資（2011年5月取り扱い開始）

優れた技能者を育成するための一助として、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けることが困難な訓練生を対象にした融資制度です。

#### ■利用状況 (単位：千円)

	2019年度末
融資残高	95,238

### ●金融エコ商品の販売

当金庫では、ご自宅のエコ・耐震化（太陽光発電設置、オール電化、バリアフリー化、耐震補強工事など）のための「ナッ得・エコ住宅ローン（無担保）」や環境配慮型住宅に金利引き下げ項目が適用される「有担保住宅ローン」等の金融エコ商品を通じて、環境負荷の低減に努めています。

## 社会貢献活動

## ●金庫役職員の社会貢献活動への参加・研修

各地区でのNPOボランティア集会への参加、地域活動・行事に積極的に参加しています。また、企業の社会的役割発揮のため、社会貢献活動の研修を実施しています。



## ●環境美化活動

地域貢献の一環として、会員と職員が協働して、地元の海岸や道路の清掃活動等の「クリーン作戦」を定期的を実施しています。



## ●ろうきん5R運動

## (RokinのRefuse, Reduce, Reuse, Recycle)

当金庫では、企業の社会的責任(CSR)を果たしていく課題として地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています。また、冷暖房の適正温度設定を実施し、省エネに努めています。2020年度も5月から10月末までクールビズを実施しています。

## ●使用済切手等の回収

使用済切手等の回収では、お客様のご協力もいただき、回収分は公益社団法人セカンドハンドを經由し、東南アジアの子供たちへの援助等に活用されています。

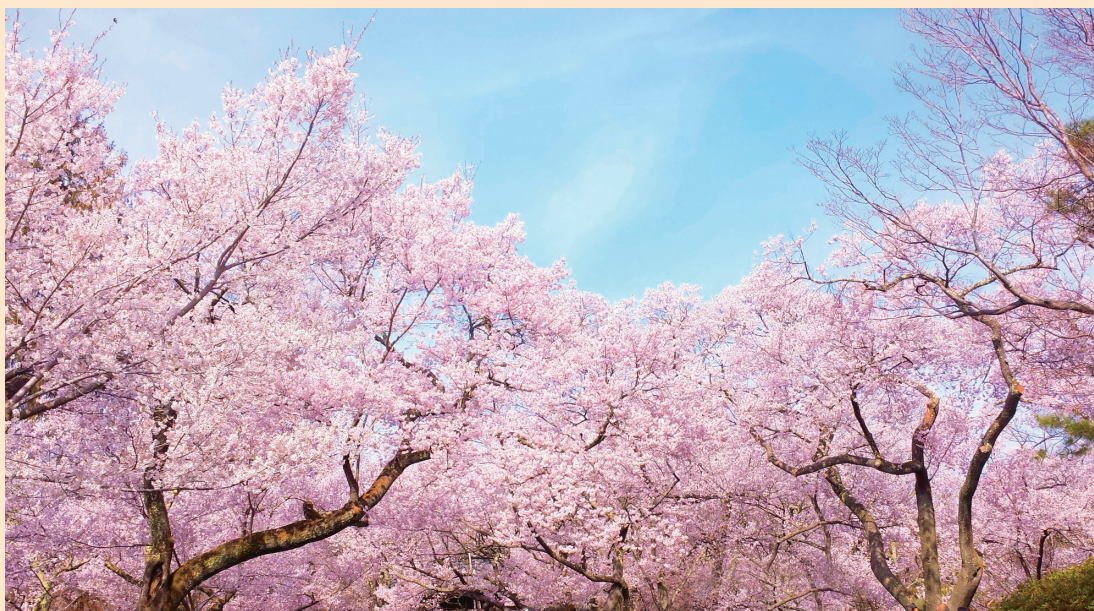


## ●高校生・大学生向けの消費者教育セミナーの開催

高校生・大学生が、金銭トラブルや悪徳商法に巻き込まれないための知識の習得を目的に、学生に対する金融セミナーを四国4県の24校で実施しました。営業店の担当者が講師となる金融セミナーは、学校関係者からも好評をいただいています。









## ● リスク管理の態勢

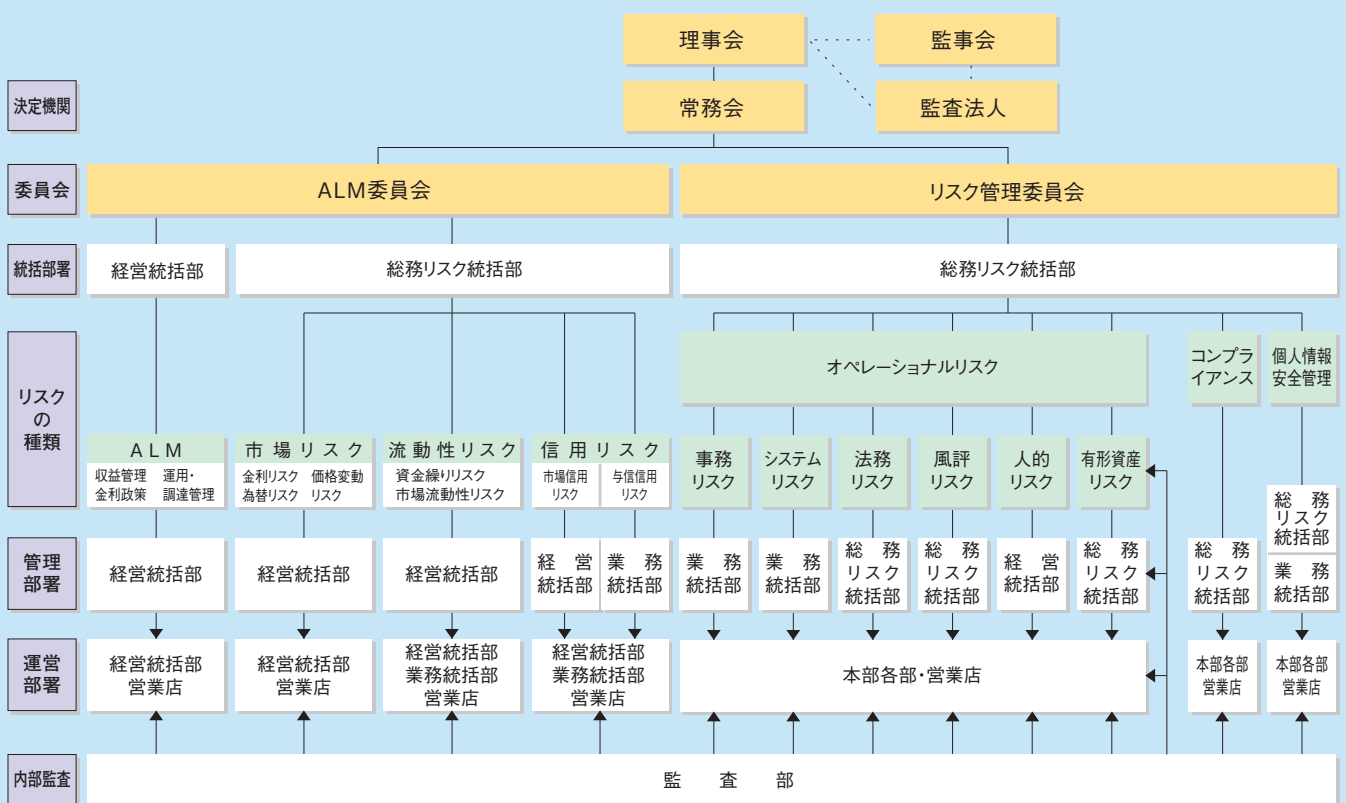
### 基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理・運営方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理体制図

コンプライアンス  
管理体制図

個人情報安全  
管理体制図



### ◆統合的リスク管理の取り組み◆

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会・リスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように適正にコントロールしています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

## ●各種リスクへの取り組み

### 1 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理態勢の強化に努めています。

- (1) 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- (2) 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理を進めるなど、強化に努めています。

### 2 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、リスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」および「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

#### (1) 金利リスク

運用、調達資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による取支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベシス・ポイント・バリ

ュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

#### (2) 価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価およびVaRを月次で計測しています。

#### (3) 為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を月次で把握するとともに、VaRを月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）の中で行っています。

### 3 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

### 4 オペレーショナル・リスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、オペレーショナル・リスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、リスク管理委員会にて適時・適切に監視・制御をしています。

#### (1) 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起ると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にかつタイムリーに行われているかをチェックする内部検査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各本店による定期的な自店検査を実施しています。その他、本部主管部署において各々のテーマによる研修を実施し職員の事務

処理の習熟に努めるとともに、事務ミスの発生防止に努めています。

## (2) システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

- ① 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国のろうきんが業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線を受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- ② 当金庫においては、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システムの不備、コンピュータの不備、コンピュータの誤操作・不正使用等について、安全対策基準および内部管理手続等の遵守、相互牽制機能にもとづき、トラブルの発生を未然に防止するために適切な管理を行っています。

## (3) 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施する

とともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

## (4) 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

## (5) 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）および差別的行為（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、新たな人事管理制度・賃金制度の導入により職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、セクシュアルハラスメント等を防止する取り組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

## (6) 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防火対策の実施に努めています。

## 危機管理体制

当金庫では、「危機管理規程」を基本とし、自然災害、コンピュータシステムの障害や新型インフルエンザ等の危機発生時に対応するために「緊急時危機管理マニュアル」等を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」を制定しています。

感染症に対しては、感染防止・感染拡大防止と金庫業務の継続を図ることを目的に、「新型インフルエンザ対策マニュアル」等を制定しています。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、2020年2月25日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、既制定の「新型インフルエンザ等ワクチンの存在しない感染症流行に係る行動計画・業務継続計画」を準用した対応を行うことを確認した上で、各種の対策を講じてきたところです。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。



## ●コンプライアンス (法令等遵守) の態勢

### 1 コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規定、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在である、おおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立って、コンプライアンス関連規程と位置づけるものとして、「ろうきんの理念」とともに、「コンプライアンス基本方針」、「倫理綱領」、「リスク管理委員会規則」、「コンプライアンス・ホットライン規程」、「役職員交際規程」、「リーガルチェック規程」等を制定し、それらに基づき、役職員が遵守すべき事項の整理と周知を行いました。

### 2 法令等遵守の態勢

当金庫では、以下の態勢によって法令等遵守の徹底に努めています。

#### (1) 代表理事および業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事および監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、講演会等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しております。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事および業務執行理事の業務執行を監督しています。

また、監事は、理事会へ出席し定期的な監査により代表理事および業務執行理事の業務執行をチェックしています。監事監査のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち法令等遵守の体制に関する事項としては以下が代表的なものです。

- 総会および理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか
- 決算が法令等に沿って実施されているか、など

なお、役職員一丸となり法令等遵守態勢の確立、内部管理態勢の充実・強化、不祥事件未然防止策の徹底を最重点に取り組みを進めています。

#### (2) 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

- ① 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監

督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、金庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

- ② 業務組織機構図 (33~34頁) のとおり、役員の直接的な指揮下に監査部を設置しています。

この監査部が定期的に営業店や本部各部に対して行う内部監査と、営業店や本部各部自らが行う自店検査の二つを柱として、相互牽制が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自店検査は、かなりの数のチェック項目に基づいて現物の照合や職員とのヒアリングなどを実施していますが、法令等遵守に関する事項としては以下が代表的な項目です。

- 個人情報の管理に違法性はないか
- 融資申請の審査結果に違法性はないか

- (3) 反社会的勢力に対する取り組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

- (4) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与 (以下「マネロン等」という。) を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

- リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

- リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

#### マネロン・テロ資金供与リスク対策 および顧客の受入れに係る方針 (抜粋)

##### ● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与リスク (以下「マネロン等リスク」という。) を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

##### ● 態勢の整備

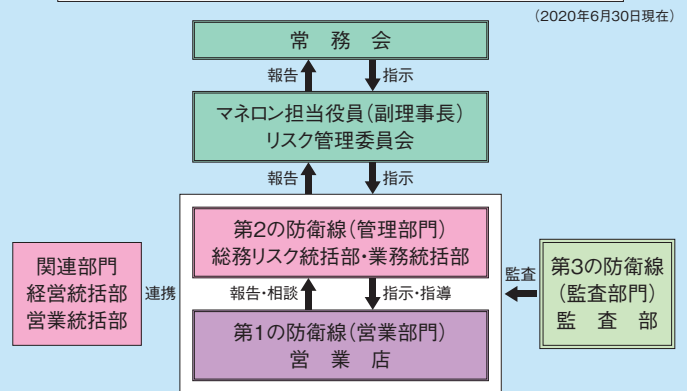
あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫

は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。  
そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

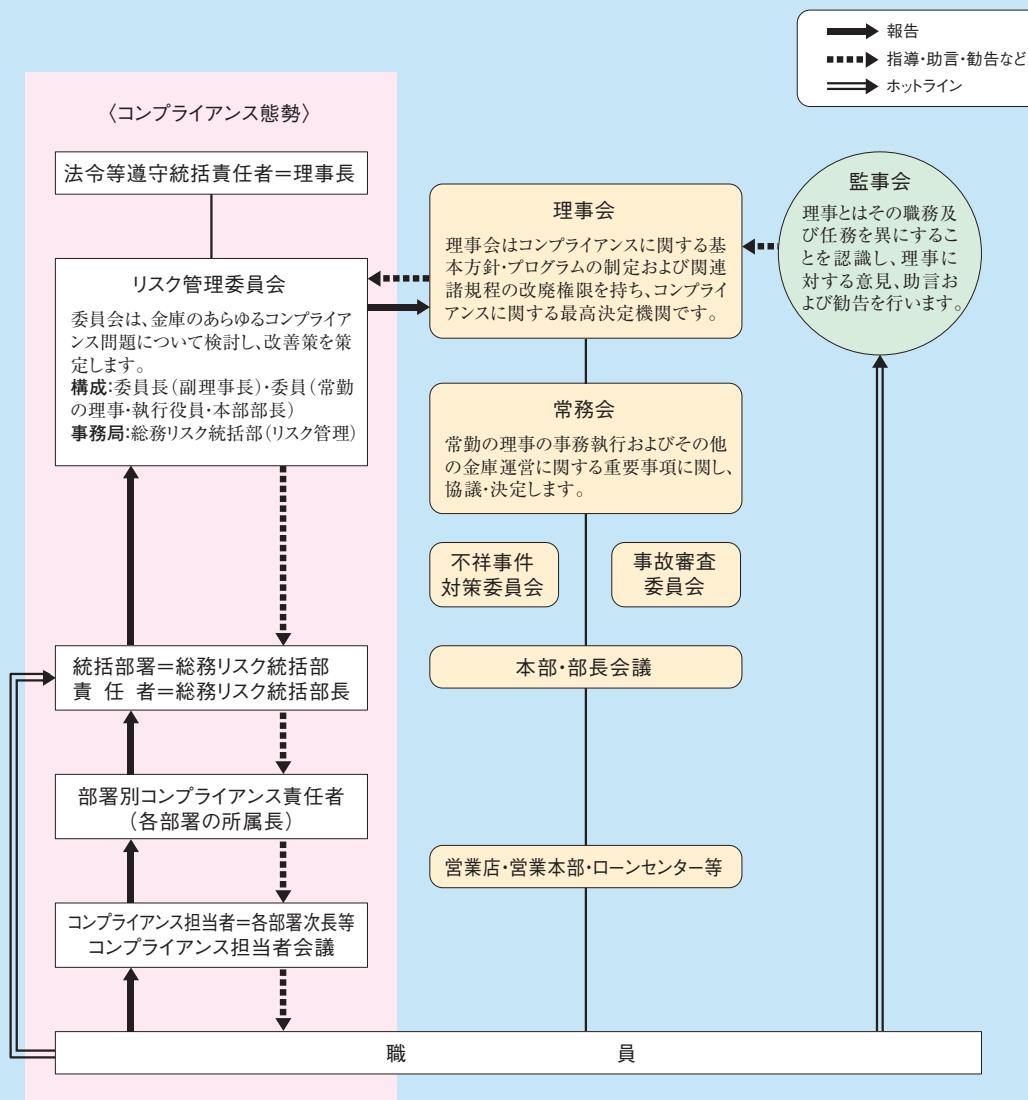
●経営陣の認識

リスク管理委員会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制



コンプライアンス態勢の組織機構図



## ● 苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

### 苦情・要望等への対応の概要

当金庫は、お客様より寄せられる、金庫業務を通じて発生した苦情および要望などについて、その受理から問題解決や業務改善に至るまでの全過程において、お客様の理解と信頼を深め、お客様の正当な利益を保護し、お客様との円滑な取引を継続するために取り組んでいる内部規則の概要等をホームページ、パンフレット等で公表しています。

### 1 「苦情・要望等」に関する取り組み

当金庫は、お客様の不満足の原因である「苦情」や何らかの実現や改善が期待されている「要望」の申し出に関して、次のように取り組めます。

- (1) 当金庫は、営業店等に苦情・要望対応要員および苦情・要望対応管理者を配置し、また、本部に設置したお客様相談センターに顧客サポート等専任担当者を配置するとともに、総務リスク統括部を顧客保護等管理統括部署として、お客様からいただいた「苦情・要望等」への対応・報告態勢を整えています。
- (2) 職員がお客様よりいただいた「苦情・要望等」は、営業店等の苦情・要望対応要員、苦情・要望対応管理者から本部のお客様相談センターに報告され、顧客サポート等管理責任者関与の下「苦情・要望等」への対応を適切に行います。
- (3) お客様相談センターに報告された「苦情・要望等」の内容が重大と判断される場合は、速やかに総務リスク統括部長、監査部および役員に報告します。
- (4) 当金庫では、「苦情・要望等」の原因を早急に究明し、再発防止あるいは改善の措置をとるとともに、再発防止・改善策を策定します。
- (5) 当金庫では、お客様からいただいた「苦情・要望等」を定期的に当金庫経営陣に報告し、また当金庫全体で情報を共有化しております。
- (6) 当金庫では、職員のコミュニケーション技術の向上、顧客重視の職場風土を醸成させるため、職員の教育・訓練を行います。

### 2 苦情受付・対応態勢

当金庫は、次頁のような態勢で、お客様からの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。

### 3 苦情・相談等窓口

当金庫の事業運営に関するご相談や苦情については、各営業店または、以下の受付窓口までお申し出ください。

#### 四国労働金庫 お客様相談センター

電話番号：0120-505-690

電話による受付時間：午前9時～午後5時  
(休業日を除く)

ファクシミリ：087-811-8100

E-mail：support@shikoku-rokin.or.jp

郵送先：〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72番3号

一般社団法人全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関する「苦情・要望等」をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご理解を得たうえで、お取引先との労働金庫に対して迅速な解決を促します。

#### 全国労働金庫協会ろうきん相談所

電話番号：0120-177-288

電話による受付時間：午前9時～午後5時  
(休業日を除く)

E-mail：soudansyo@ho.rokinbank.or.jp

郵送先：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15



紛争解決措置の概要

1 東京三弁護士会「仲裁センター」への取り次ぎ

東京三弁護士会が設置・運営する仲裁センターへの取り次ぎも可能ですので、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」へお申し出ください。

なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

2 紛争解決のための機関

紛争解決のための機関を、ろうきんでは下表のとおり東京三弁護士会が運営する仲裁センターとしています。（東京都以外のお客様にもご利用いただけます。）必要な場合は、前記の「全国労働金庫協会ろうきん相談所」にご連絡ください。

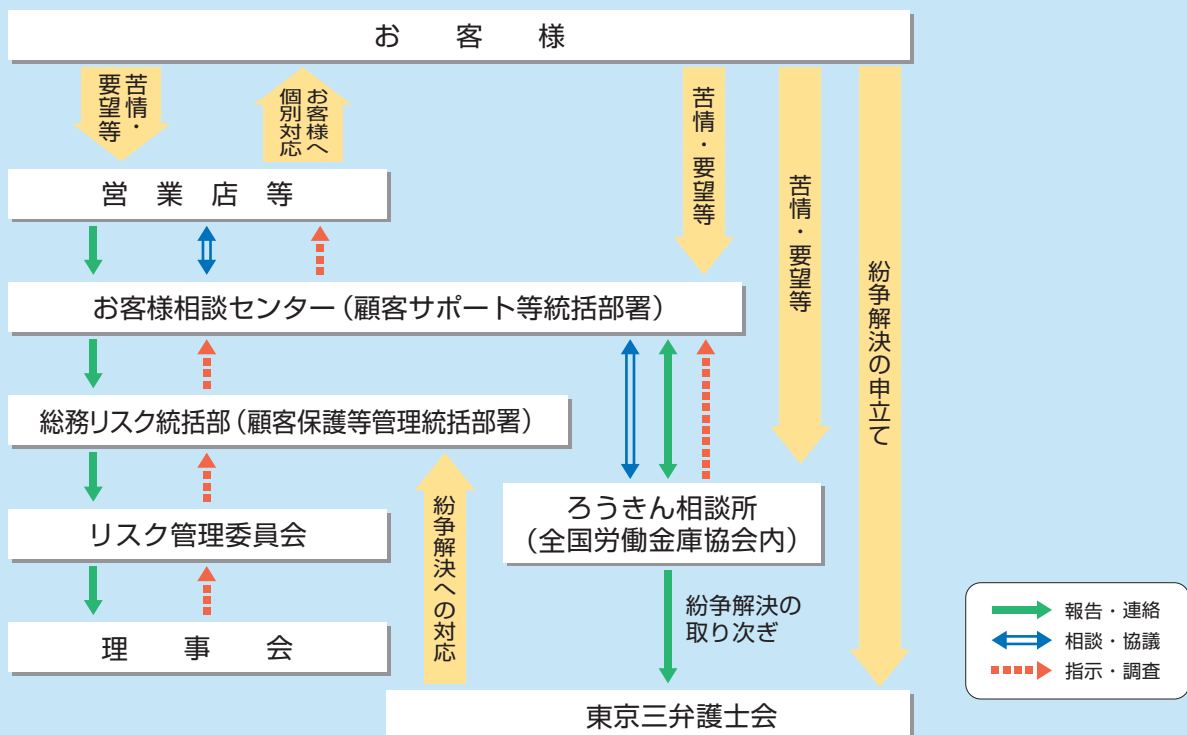
3 紛争解決機関

名 称	住 所	電話番号	受付日／時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

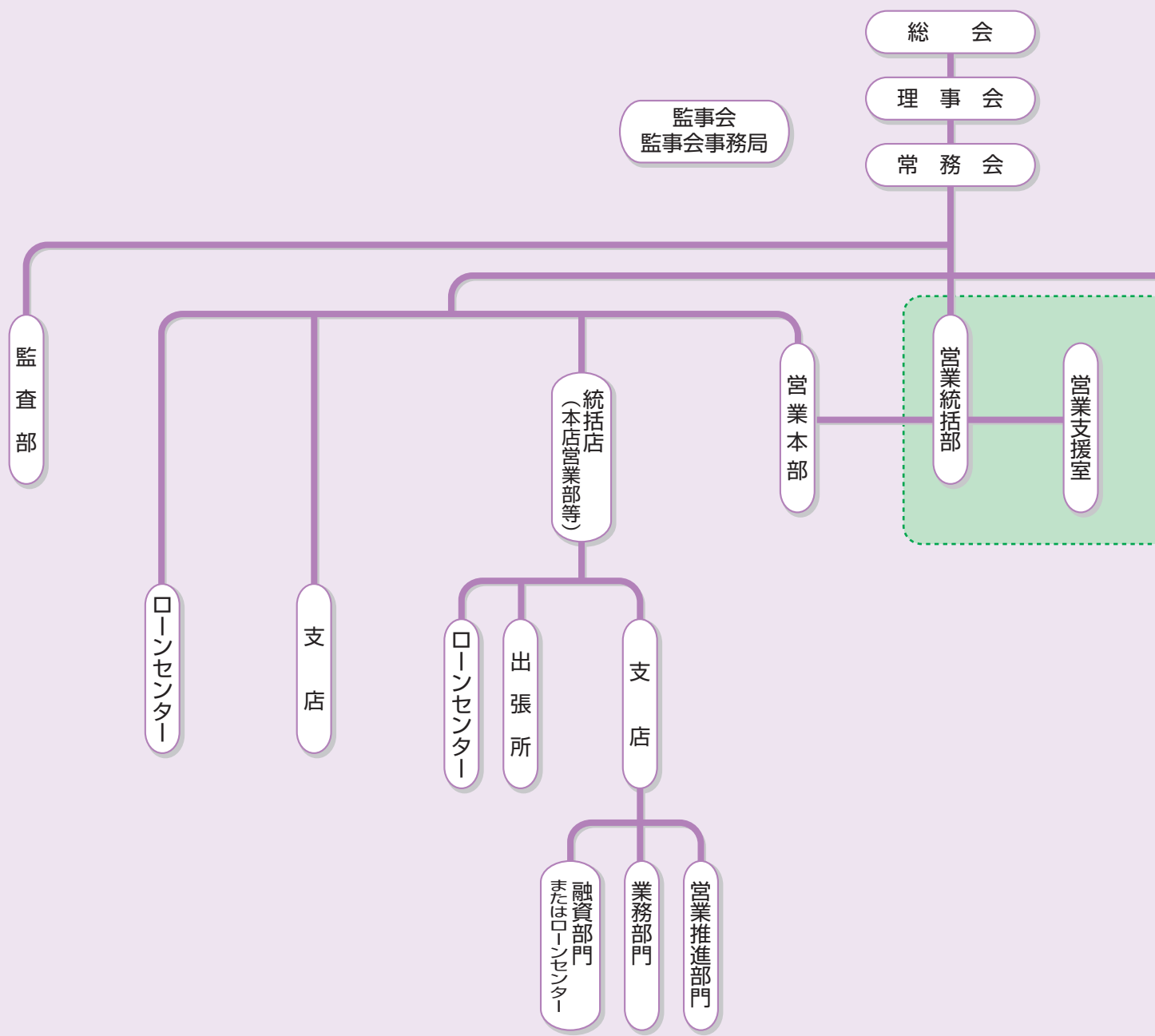
仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

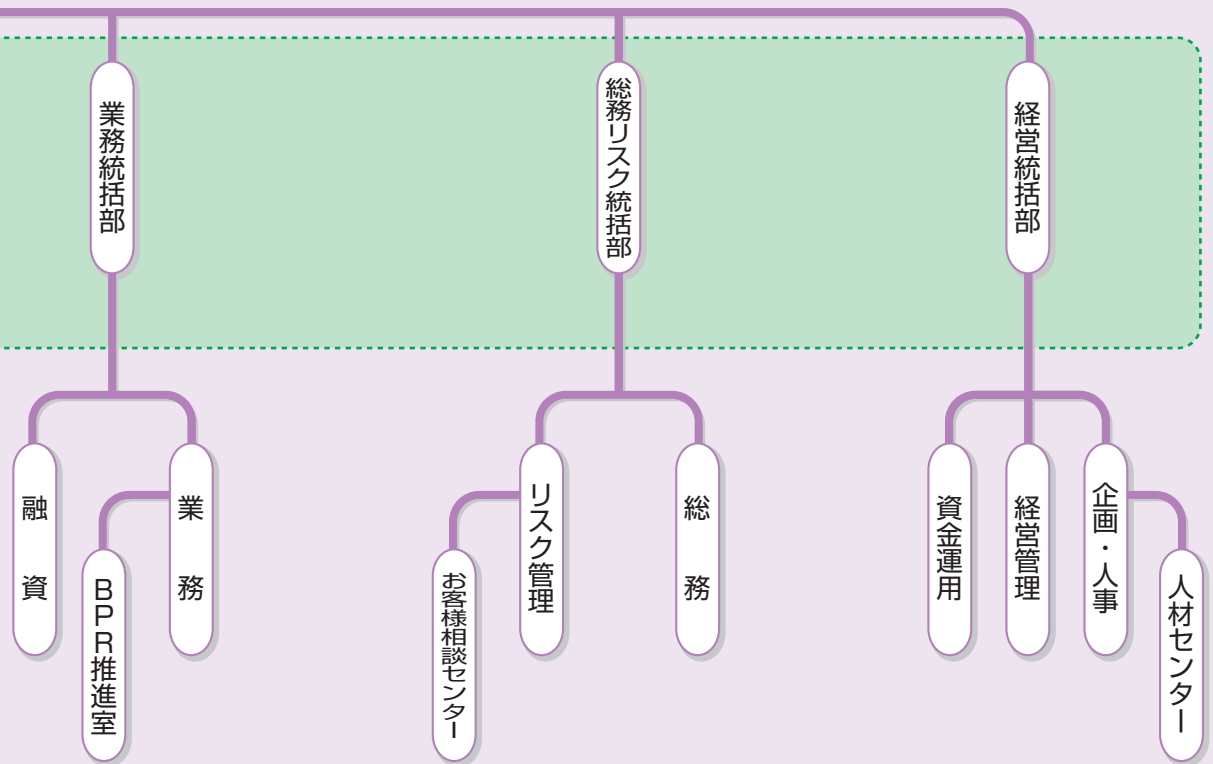
※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。



業務組織機構図 (2020年6月30日現在)



注：支店には、営業店規模に応じて、上記の部門またはローンセンターを置く事ができる。





## ●理事及び監事の氏名及び役職名



理事長 杉本 宗之



副理事長 河村 和男



専務理事 住友 誠教



常務理事 間嶋 祐一



常務理事 十川 淳二



常務理事 大西 和彦



常勤監事 前田 慎一

(2020年6月30日現在)

役職名	氏名	所属団体等
理事長	杉本 宗之	JAM井関農機労働組合松山支部
副理事長	河村 和男	PHC労働組合四国支部
専務理事	住友 誠教	員外
常務理事	間嶋 祐一	NTT労働組合四国総支部高知分会
常務理事	十川 淳二	タダノ労働組合
常務理事	大西 和彦	員外
理事	田村 敬一	J P 労組四国地方本部徳島連絡協議会
理事	大谷 竹人	自治労徳島県本部
理事	岡 美由紀	NTT労働組合四国総支部徳島分会
理事	井出 哲夫	自治労香川県本部
理事	福家 良一	NTT労働組合四国総支部香川分会
理事	橋本文 弘	四国電力労働組合本部
理事	藪下 壽博	三豊運送労働組合
理事	井上 俊正	大王製紙労働組合
理事	菅原 剛	帝人労働組合松山支部
理事	岡本 武	別子労働組合
理事	越智 俊盛	ルネサスグループ連合会西条地区支部
理事	肥本 博昭	UAゼンセンサニーマート労働組合
理事	松崎 忠弘	凸版印刷労働組合エレ関東支部オルタス分会
理事	石川 俊二	自治労高知県本部
理事	中根 豊作	高知県教職員組合
理事	北村 亜矢子	員外
常勤監事	前田 慎一	員外
監事	原 正敏	ジェイテクト労働組合徳島支部
監事	嶋田 剛好	J R 四国労働組合
監事	白石 岳	クラレ労働組合西条支部
監事	井上 浩司	とさでん交通労働組合

## ●代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況

労働金庫法第35条（兼職又は兼業の制限）第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員はおりません。

## ●会計監査人の氏名又は名称

EY新日本有限責任監査法人（2020年6月現在）

## ●報酬等に関する事項

### 1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」および在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

#### a. 支払金額と算定方法

支給額は、退任時の「第一基本報酬」に対して、在任1年につき2.5の支給率を乗じた金額とし、100円未満の端数が生じた時は、100円に切り上げる。

#### b. 支払時期と支払方法

総会の承認を得た後、速やかに一括して支払うものとする。

#### c. 会計処理

毎決算期に、「役員退職慰労引当金」を計上することとし、退任時の「第一基本報酬」に在任1年につき2.5の割合で計算した期末要支給額の100%を繰り入れ、翌年度取り崩しをする洗替え方式で処理する。

#### (2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	133

1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」119百万円、「退職慰労金」14百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

#### (3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官および厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

### 2 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2019年度において対象職員等に該当する者はおりません。

1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はおりません。

## ●職員の状況

項 目	2019年度末	2018年度末
職 員 数 ( 人 )	456	454
う ち 男 性	220	219
う ち 女 性	236	235
平 均 年 齢	42歳6月	42歳4月
平 均 勤 続 年 数	13年6月	13年9月
平均給与月額(千円)	350	351

1. 職員数には、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。
2. 職員数には派遣職員は含みません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額です。

## 預金商品のご案内

商品名	お預入れ期間	お預入れ金額	内 容
決済用預金	定めはありません	1円以上	万が一ペイオフ実施となった場合でも、預金保険制度により全額が保護される無利息型の普通預金です。既存の普通預金を決済用預金に切り替えることもできます。
総合口座	普通預金	定めはありません	1冊の通帳に、預ける(普通預金)・貯める(定期預金)・受け取る(自動受取り)・支払う(自動振替)・借りる(自動融資)の5つの機能をもった便利な口座です。給与振込、公共料金、ローン返済、各種自動支払等、家計簿がわりにお使いいただけます。 (ただし、エース預金は別冊扱いとなります。)
	定期預金	1ヶ月以上10年以内	
	エース預金 (ワイド型・スーパー型)	3年以上 (エンドレス型は積立期間の定めはありません)	
普通預金	定めはありません	1円以上	公共料金の自動支払いや年金のお受け取りなど、お財布がわり、家計簿がわりにも使える便利な預金です。
貯蓄預金	定めはありません	1円以上	出し入れが自由で、まとまった資金の短期運用に最適な預金です。
通知預金	7日間の据置期間が必要です	1円以上	まとまったお金の短期運用にご利用ください。
当座預金	定めはありません	1円以上	代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。
スーパー定期 (単利型・複利型)	1ヶ月以上10年以内	1円以上 1,000万円未満	大切な資金を安全・確実に増やす定期預金です。
ワイド定期	最長3年 (1年据置)	1円以上 300万円未満	1年複利の定期預金です。1年経過後必要額をお引き出しできます。
自由金利型定期預金 (大口定期)	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上	大きな資金の運用に適した定期預金です。
変動金利定期預金	1年以上3年以内	1円以上	6ヶ月ごとに金利が変動する定期預金です。
譲渡性預金	原則として、1ヶ月以上2年以下	5,000万円以上	大口資金の短期運用に最適です。
一般財形 (ワイド型・スーパー型)	3年以上のエンドレス積立とし、 積立期間の定めはありません	1,000円以上	給与やボーナスからの天引きで、積立を継続しながら残高の全額または一部を随時払戻すことができる勤労者のための最適な積立です。
財形住宅 (ワイド型・スーパー型)	5年以上のエンドレス積立とし、 積立期間の定めはありません	1,000円以上	住宅の新築・購入・増改築などのための積立預金です。 財形年金とあわせて550万円まで非課税です。
財形年金 (ワイド型・スーパー型)	5年以上	1,000円以上	将来に備えて積立、満60歳以降年金タイプでお受け取りいただける預金です。 財形住宅とあわせて550万円まで非課税です。
確定拠出年金定期預金	スーパー型 1年・5年・10年	1円以上	確定拠出年金制度の運用商品としての定期預金です。
エース預金 (ワイド型・スーパー型)	3年以上 (エンドレス型は積立期間の定めはありません)	1円以上	毎月やボーナスからの積立に適した積立型預金です。 「エンドレス型」、「確定日型」、「年金型」、「エンドレス型(まとめ周期選択型)」があります。

1. 「据置型定期預金」、「納税準備預金」、「定期積金」について、新たなお取り扱いは、現在行っておりません。





## 融資商品のご案内

### ●無担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
カーライフローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	自動車関係資金にご利用いただけます。 車庫建設・水上バイク・モーターボートの購入等にもご利用いただけます。
教育ローン	変動金利 固定金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・生活費・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけます。(団体信用生命保険付)
奨学金借換ローン	固定金利	15年以内	1,000万円	奨学金の借換資金にご利用いただけます。
ナッ得・ エコ住宅ローン	変動金利 固定金利	25年以内	2,000万円	太陽光発電、オール電化など環境配慮型住宅全般・耐震型住宅関連・バリアフリー住宅や、他行住宅資金ローン借換にもご利用いただけます。(団体信用生命保険付)
無担保住宅ローン	変動金利 固定金利	25年以内	2,000万円	新築、購入、増改築、改修、外構工事などにご利用ください。 (団体信用生命保険付)
住宅つなぎローン	固定金利	1年以内	5,000万円 3,000万円	当金庫の住宅ローンのつなぎ資金として、本体融資決裁金額の90%以内でご利用いただけます。 住宅金融支援機構融資・社内住宅融資等のつなぎ資金にご利用いただけます。
福祉ローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	医療・介護・育児・災害復旧関連資金にご利用いただけます。
フリーローン	変動金利 固定金利	10年以内	1,000万円	多目的にご利用いただけます。
サポート100	固定金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のローンです。
エール100	変動金利	10年以内	100万円	多目的にご利用いただけます。 当金庫が運営管理機関となるiDeCo(個人型DC)ご加入者(運用指図者は除く)が対象となります。
新一斉積立ローン	固定金利	5年以内	100万円	新一斉積立残高の10倍以内で、多目的にご利用いただけます。
一本太助α	変動金利	10年以内	500万円	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただけます。 当金庫の住宅ローンを新規にお申込みいただいた方または既にご契約いただいている方が対象となります。
おまとめローン	変動金利	10年以内	1,000万円	組織労働者および会員管理職限定で、他行・信販・消費者金融からの借換資金にご利用いただけます。
負債整理融資	変動金利	10年以内	1,000万円	多重、多額の債務整理・借換を目的とするローンです。
継続支援融資	固定金利	5年以内	100万円	自己破産等の法的整理、弁護士等に委任し任意整理した会員組合員、またはろうきんの負債整理融資により整理した方に対する無担保融資です。(教育資金を含む場合は、融資限度額が200万円、返済期間は10年以内となります。)
ネット・カーローン	固定金利	10年以内	500万円	インターネットを通じて、車関連資金のローン申込ができます。
ネット・フリーローン	固定金利	10年以内	300万円	インターネットを通じて、多目的な資金のローン申込ができます。
日本学生支援機構 奨学生入学金融資	固定金利	第1回奨学金 支給日まで	50万円	当金庫に奨学金受取口座を指定された方で所定の基準を満たす学生の方がご利用になれます。
求職者支援資金融資	固定金利	10年以内	240万円	雇用保険を受給できない人に対して、厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受ける対象者の生活費のための融資です。
技能者育成資金融資	固定金利	10年以内	300万円	成績が優秀で、かつ経済的な理由により職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う訓練を受けるのが困難な訓練生のための融資です。

## ●カード系ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
教育ローン(カード型)	変動金利	20年以内	2,000万円	入学金・授業料だけでなく、学生生活にかかる敷金・権利金・家賃・受験の交通費等、教育資金全般にご利用いただけるカードローンです。
マイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	300万円	使いみち自由なカードローンです。
R・プラン300	変動金利	1年毎の自動更新	300万円 (100万円以上)	「住宅ローン、カーライフローン、教育ローン利用者」または「給与振込指定かつ財形預金またはエース預金契約者」限定の、使いみち自由なカードローンです。
R・プラン500	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (300万円超)	勤続5年以上または年収500万円以上の会員組合員および会員管理職限定の、使いみち自由なカードローンです。
一本太助	変動金利	1年毎の自動更新	500万円 (50万円以上)	他行(銀行・信販会社・消費者金融)からの借換えにご利用いただける、会員組合員および会員管理職限定のカードローンです。
Web完結型 マイプラン	変動金利	1年毎の自動更新	100万円	インターネット申込専用の使いみち自由なカードローンです。

## ●有担保ローン

商品名	金利タイプ	ご返済期間	ご融資限度額	内 容
キャップ住宅ローン	変動金利 (上限金利付)	40年	1億円	借入当初に選択した期間(10年、15年、20年)に応じて、上限金利が設定されているので、金利の上昇に対応できる安心な住宅ローンです。
固定金利選択型 住宅ローン	変動金利 (固定金利期間付)	40年	1億円	3年、5年、10年、15年、20年の固定金利期間が選択できる住宅ローンです。
ミックス住宅ローン	変動金利 (上限金利付・固定 金利期間付ミックス)	40年	1億円	キャップ住宅ローンと、固定金利選択型住宅ローンを併用するタイプのローンです。 (キャップ住宅ローン50%以上が条件となります。)
有担保住宅ローン	変動 固定	40年	1億円	新築・増改築・住宅購入などマイホームの実現にご利用いただけます。
有担保フリーローン	変動 固定	40年	1億円	多目的な資金にご利用いただけます。
負債整理 有担保融資	変動	20年	2,000万円	負債整理資金専用のローンです。住宅資金が含まれる場合は、上限5,000万円以内、返済期間40年以内となります。
ろうきんフラット35	固定	15年～35年	8,000万円	長期固定金利の住宅ローンです。
預金担保ローン	固定	預金満期日以内 または10年以内	担保預金残 高の範囲内 かつ1億円以内	多目的な資金にご利用いただけます。

## ●自治体・企業等各種提携ローン

商品名	金利タイプ	内 容
住宅資金	① 変動金利	県・市町村や企業等との提携ローンです。 提携先により、融資限度額、返済期間、制度、利率、条件等が異なりますので、最寄りの営業店へお問い合わせ下さい。
生活資金	② 固定金利選択型(有担保貸付)	
教育資金 等	③ 固定金利	

## 有価証券投資業務

業務上の余裕金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。  
 詳しくは63頁以降に掲載しています。

## 有価証券業務

業務の種類		期間	申込単位	特徴・留意点
国債 窓 口 販 売 業 務	個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
		5年		
		3年		
投資信託窓口販売業務				多くのお客さまからお預かりした資金をひとつにまとめ、運用の専門家である投資信託会社が、複数の株式や債券などの多くの金融商品に投資（運用）し、その成果をお客さまに還元する商品です。 ※投資信託は株式・債券・不動産など値動きのある資産に投資しますので、元本が保証されるものではありません。

## 共済代理業務

こくみん共済coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済」の代理店業務を行っています。

## 損保窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

## 生保窓口販売業務

生命保険代理店として、「医療保険」・「終身保険」の代理店業務を行っています。

## 内国為替業務

給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金（送金為替）、公共料金引き落としなどの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。



**附帯・サービス業務のご案内**

種 類	内 容	
キャッシュバックサービス	〈ろうきん〉カードでゆうちょ銀行・銀行（MICS加盟金融機関）・コンビニエンスストア等のATM・CDを利用してお引き出しをした場合、所定の利用手数料がかかりますが、この利用手数料を〈ろうきん〉が即時・全額キャッシュバックします（利用回数の制限はありません）。	
オンラインキャッシュサービス	全国のろうきん・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・ローソン銀行・セブン銀行のATM・CDで、ご入金・お支払・残高照会ができます。MICS加盟の他金融機関のATM・CDでは、お支払・残高照会ができます。また、入金ネット加盟の第二地銀、信金、信組では、ご入金サービスがご利用いただけます。	
ろうきんダイレクト	インターネットバンキング	インターネットに接続されたパソコン・スマートフォンから、お振替、残高照会、定期預金等の口座開設、証書貸付の償還、住所変更の届け出、公共料金の自動引落登録、税金や各種料金の払込み等ができます。
	モバイルバンキング	携帯電話から、お振替、残高照会、定期預金等の口座開設、証書貸付の償還、税金や各種料金の払込み等ができます。
	テレフォンバンキング	電話から、財形・エース預金の残高照会、支払等の取引ができます。
	Webお知らせサービス	当庫が発行する「お利息計算書」、「財形貯蓄残高のお知らせ」等の各種お知らせを、郵送等による通知に代えて、本サービスから閲覧することができます。
ろうきんアプリ	スマートフォンにろうきんアプリをインストールいただくことにより、以下のサービスをご利用いただけます。 <残高照会・入出金明細照会・入出金明細の定期的な通知・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）へのログイン・税公金支払い・かんたん通帳 by Money Forward・アプリ利用者様へのろうきんからのお知らせのご提供>	
スマホ決済サービスのチャージ機能	「LINE Pay」「J-Coin Pay」について、四国ろうきんの口座からチャージし、送金、支払、出金等のサービスをご利用いただけます。	
公金収納	自動車税、市町村税、固定資産税、国民健康保険料等の払込み・納付ができます。	
口座自動引き落とし	公共料金（電話・電気・ガス・水道・NHK）やクレジットカードの利用代金、各種保険料の自動引き落としができます。	
自動送金サービス	預金口座から定期的に一定額を自動的に引き落とし、あらかじめ指定された預金口座に自動送金するサービスです。	
給与振込	毎月の給与や一時金をお客様の口座に振込できます。	
年金自動受取	厚生年金・共済年金・国民年金等の各種年金をお客様のご指定口座に振込むことができます。	
代理業務	住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の公的機関の業務の代行ができます。	
貸金庫	ろうきんの自動貸金庫が、お客様の大切な財産を火災や盗難から守ります（本店営業部のみ）。	
クレジットカード	ろうきんUC（マスター／VISA）カードの入会取次の他、CD・ATMでのキャッシュサービスを行っています。	
デビットカード	J-Debit加盟店で、端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食のお支払いができます。	
ファーム・バンキング（FB）サービス	事務処理の効率化・省力化・経費の節減に最適なサービスです。振込や給与振込など大量にお取引される場合に便利です。	
LINE公式アカウント	スマートフォン等で簡単な登録をするだけ、お得なニュースが自動的に配信されるサービスです。	
ローンセンターでの融資相談	ローンセンターは土曜日・日曜日にも営業していますのでお休みの日にも融資などの相談窓口としてご利用できます。（ただし、「徳島北ローンセンター・南国ローンセンター」は、土曜日を休業とさせていただきます。）	
ホームページのご案内	預金・融資商品のご案内はじめ、ローンの予約申込みや資料請求コーナーを設け、情報提供しております。アドレスは「 <a href="https://www.shikoku-rokin.or.jp">https://www.shikoku-rokin.or.jp</a> 」	

（保護預りなどのサービスもございます。最寄りの店舗にお問い合わせ下さい。）

**その他**

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

**【ろうきん i De Co の取り扱い】**

当金庫では、老後の安定的な資産形成をサポートするため、公的年金に上乘せして給付を受ける私的年金の1つである個人型確定拠出年金（i De Co）の新プラン、「ろうきん i De Co（個人型年金プラン）」の取り扱いを行っております。

**【医療保険の取り扱い】**

当金庫では、日本の少子高齢化が進む中、お客様の多様な保険ニーズに対応するため、「たんぼぼ認知症治療保険」（太陽生命保険）の取り扱いを行っております。

●振込・為替手数料

種 類			ろうきんあて		他の金融機関あて	
			同一店	本支店あて		
振込手数料	窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円	660円
			5万円以上	550円	550円	880円
		文書扱い	5万円未満	—	—	660円
			5万円以上	—	—	880円
	自動機利用		5万円未満	無 料	110円	440円
			5万円以上	無 料	330円	660円
	定額自動送金利用		5万円未満	無 料	110円	440円
			5万円以上	無 料	330円	550円
	ろうきん ダイレクト 【個人】	IB・モバイル バンキング	5万円未満	無 料	110円	220円
			5万円以上	無 料	110円	275円
		テレフォン バンキング	5万円未満	無 料	110円	440円
			5万円以上	無 料	330円	660円
インターネットバンキング 【団体向け】		1万円未満	無 料	110円	220円	
		1万円以上5万円未満	無 料	110円	330円	
		5万円以上	無 料	220円	550円	
財形年金支払		1件につき	無 料	無 料	—	
送 金 手 数 料			1件につき	—	440円	880円
代 金 取 立 手 数 料			1件につき	440円	440円	至急 880円 普通 660円
小切手交換 手 数 料	同一手形交換所内		1件につき	220円		220円
	地域外手形交換所		1件につき	440円		660円
そ の 他 諸 手 数 料	振込・送金の組戻料		1件につき	660円		
	取立手形組戻料		1通につき	660円		
	取立手形店頭呈示料		1通につき	660円		
	不渡手形返却料		1通につき	660円		

- 「定額自動送金サービス」に係る手数料は、取扱手数料(55円)および自動機利用時と同額の振込手数料が必要ですが、5万円以上の他行宛振込時の振込手数料は110円引下げて550円となります。
- 自動機利用での振込の場合、「同一店内宛」は、カードの発行店(口座管理店)にかかわらず、「ご利用自動機の管理店と同一店の口座への振込み」に適用されます。なお、管理店がご不明な場合は、当庫ホームページもしくは店頭へご確認ください。
- 他の労働金庫への振込の場合、「本支店あて」の手数料となります。
- 視覚障がい者の方が窓口で振込みをされた場合、振込手数料は自動機利用の場合と同額となります。

●ろうきん自動機利用手数料

カードの種類	ろうきんの カード	提携金融 機関の カード	入金ネット 加盟金融機 関のカード	ゆうちょ 銀行の カード		提携 携 クレジット カード	
				お引出し・お預入れ	お引出し・お預入れ		
ご利用日時	お引出し・お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	キャッシング	
平 日	8:45~18:00	無 料	110円		カード会社 所 定 の 手 数 料		
	8:00~ 8:45 18:00~21:00		220円				
土 曜 日	9:00~14:00		220円	110円			
	8:00~ 9:00 14:00~21:00			220円			
日曜日・祝日	8:00~21:00	220円					

- 手数料は、ご利用の際に口座から自動引き落としさせていただきます。
- 土曜日が祝日の場合は、「日曜日・祝日」の手数料となります。
- 年末休業日のカードの手数料は、提携金融機関および入金ネット加盟金融機関のカードの場合は、曜日にかかわらず220円、ゆうちょ銀行の場合は該当曜日の手数料となります。
- 残高の照会は無料です。
- イオン銀行カードの手数料は、全国のろうきんカードと同じく無料です。

●イオン銀行自動機利用手数料

イオン銀行	ご利用日		時間帯	お引出し	ご入金
	平日	月曜日			
		火曜日~金曜日	8:00~23:00	無 料	無 料
		土曜日・日曜日・祝日・12月31日	1:00~23:00		
		8:00~21:00			

- 1月2日、1月3日は、日曜日と同じ扱いとします。
- 1月4日、5月6日は、8:00からのご利用となります。

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。  
※「ゆうちょ銀行自動機」、「セブン銀行自動機」、「イオン銀行自動機」、「イーネット自動機」および「ローソン銀行自動機」については、ろうきんのカードでご利用いただいた場合の手数料を記載しています。

●ゆうちょ銀行自動機利用手数料

ご利用日	時間帯	お引出し	ご入金
平 日	0:05~ 8:45	220円	無 料
	8:45~18:00	110円	
	18:00~23:55	220円	
土 曜 日	0:05~ 9:00	220円	無 料
	9:00~14:00	110円	
	14:00~23:55	220円	
日曜日 祝 日	0:05~21:00	220円	

- 1月曜日、休日の翌日、1月4日の取引開始時間は7:00からとなります。

●セブン銀行自動機利用手数料

セブン銀行	ご利用日		時間帯	お引出し	ご入金
	平日	土曜日			
		日曜日・祝日	0:00~ 7:00	110円	無 料
			7:00~19:00	無 料	
		19:00~24:00	110円		

- 1月4日、5月6日は、8:00からのご利用となります。

●イーネット・ローソン銀行自動機利用手数料

イーネット ローソン銀行	ご利用日		お引出し	ご入金
	365日、24時間 ご利用いただけます。			
			無 料	無 料

●<ろうきん>カード キャッシュバックサービス

<ろうきん>カードで、ゆうちょ銀行、MICSマークのある他金融機関、コンビニATMでお引出しされた際の手数料をお返しします。お取引内容に関係なく<ろうきん>カードなら、どなたでも「即時・全額」キャッシュバックサービスをいたします。

●一般業務手数料

区分	項目		手数料	備考	
預金	小切手 手形 手数料	小切手用紙代	1冊 550円		
		手形用紙代			
	自己宛小切手発行手数料	当座小切手帳 約束手形 為替手形	550円		
	通帳・証書再発行手数料		1,100円		
	キャッシュカード(MSカード)再発行手数料		1,100円	ICカードからの切替を含みます	
	ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料		440円		
	ICカード発行(再発行)手数料		1,100円	MSカードからの切替を含みます	
	証明書発行手数料(残高証明書等)		1通 220円		
	普通預金(通帳不発行口座)明細表綴り再発行手数料		550円		
	融資	ローンカード(MSカード)再発行手数料		1,100円	ICカードからの切替を含みます
ローンカード(ICカード)再発行手数料			1,100円	MSカードからの切替を含みます	
残高証明書発行手数料			1通 220円		
返済予定表再発行手数料			1通 220円	「融資契約終了証明書」発行手数料は不要です	
融資取引明細証明書発行手数料			1通 1,100円		
繰上返済手数料		ナッ得・安心住宅ローン		繰上返済金額 (元利金合計)の 1%(税込)	1.手数料金額は1,000円未満を切捨てます 2.固定金利選択型への切替後も本手数料を適用し、固定金利選択型の手数料は適用しません 3.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 4.利限法超過部分は不要です
		・固定金利選択型及び キャップ住宅ローンの 特約期間	一部繰上返済	22,000円	1.ナッ得・マル得住宅ローン(有担保)の一部繰上返済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります)
			全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円	1.庫内借換の場合の全額繰上返済手数料は不要です 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です
		・変動金利型住宅ローン	全額繰上返済	5,500円	
・住宅つなぎローン		全額繰上返済	元金1,000万円未満 44,000円 元金1,000万円以上 55,000円	1.同一の有担保住宅ローンに関する住宅つなぎローンの件数が複数ある場合も、手数料は1件分のみとなります 2.退職・死亡による繰上返済の場合は、繰上返済手数料は不要です(借主・連帯債務者に限ります) 3.利限法超過部分は不要です	
貸付条件変更手数料		返済額・返済期限等の変更 (担保不動産関連以外)		5,500円～33,000円	条件変更の内容により金額が異なります
担保不動産変更手数料		(根)抵当権に関する変更		11,000円	
移管手数料				2,200円	当面の間、不要です
融資手数料		不動産担保ローン	組織会員	無料	一般勤労者の方および地域生協会員の方で、融資を受けた方のみ必要です (注)ナッ得・マル得住宅ローン(有担保)の庫内借換に係る融資手数料は不要です
			地域生協会員	22,000円	
	地区勤労者互助会		33,000円		
	特別金利手数料(固定金利選択型(10年)及び、キャップ住宅ローン(10年)を特別金利型で取扱う場合)			融資額×1.3%	
	ろうきん フラット35	サービングフィー方式 手数料前払い方式	33,000円 融資額×2.2%		住宅金融支援機構買取型住宅ローン
有担保リトライ融資制度			55,000円	一般勤労者の方および地域生協会員の方は不動産担保ローン手数料についても、別途必要です	
固定金利特約手数料	・固定金利選択型の再特約 ・キャップ住宅ローンの固定金利特約への切替 ・変動金利住宅ローンの固定金利特約切替 ・ナッ得・安心住宅ローンのオプション行使		5,500円	「特約自動更新」を選択した場合、次回以降、特約自動更新時の手数料は不要です	
その他	出資金残高証明書発行手数料		1通 220円		
	出資証券再発行手数料		550円		
	取引履歴発行手数料		1通 550円	1.普通預金・貯蓄預金については申込日から1年前の応答月までの取引履歴の発行は無料です 2.ND圧縮明細の発行時は、依頼日から集約日までが1年前応答日以内は無料です	
	保護預り料	封緘方式(保管袋1個あたり)	550円		
		公共債預り料	年間 1,320円		
	貸金庫(全自動)	披封方式(ご契約者1人あたり)		年間 550円	
		大ボックス	年間 13,200円	本店営業部のみ	
	小ボックス	年間 7,700円			
	ファームバンキング利用手数料	個人		無料	
	ろうきんダイレクト利用手数料	個人		無料	
	インターネットバンキング利用手数料	団体向け	ライトタイプ	無料	
	インターネットバンキング口座振替手数料		フルタイプ	無料	
	インターネットバンキング口座振替手数料	団体向け	請求1件	55円	
	インターネットバンキング一括口座確認手数料	団体向け	1件	55円	
	インターネットバンキングパスワード生成機発行手数料	団体向け		1,650円	1.新規契約・故障の場合の発行手数料は、無料です 2.再発行・追加発行の場合は必要です
定額自動送金手数料(取扱手数料)			55円	別途、振込手数料が必要となります	

●窓口荷替・大量硬貨入出手数料 (注)1000枚未満は四捨五入します。  
(例)2499枚→2000枚、2500枚→3000枚

両替枚数	手数料
1～100枚	無料
101～300枚	110円
301～500枚	220円
501～1000枚	440円
1001～2000枚	660円
2001枚～(注)	660円+1000枚毎330円

●個人情報の開示手数料

(例)2020年4月20日から2020年5月7日  
までは2カ月分として計算します。

区分	開示項目	手数料
基本手数料	氏名、住所、生年月日、電話番号 労働組合等(会員団体)	依頼書1通につき 1,100円
	預金残高、借入残高	1口座1基準日毎 550円
加算手数料	取引履歴	1口座1カ月毎 550円 (対象期間の暦月数で計算※上記(例)参照)
	その他	1項目毎 1,100円

1. 各種手数料のご案内のページには、主な手数料の税込み金額(10%の消費税)で掲載しています。表記以外の手数料については最寄りの営業店にお問合せください。





香川地区

**●本店営業部**

香川県高松市浜ノ町72-3  
TEL(087)811-8181

**●香川県庁出張所**

香川県高松市番町4-1-10

**●NTT-ネオメイト四国香川支店出張所**

香川県高松市勅使町720-1

**●高松市役所出張所**

香川県高松市番町1-8-15

**●高松東出張所**

香川県高松市福岡町2-4-7

**●番町出張所**

香川県高松市番町3-5-15  
(高松ローンセンター)

**●観音寺支店**

香川県観音寺市観音寺町甲1059

**●詫間支所出張所**

香川県三豊市詫間町詫間1338-5

**●三豊市役所出張所**

香川県三豊市高瀬町下勝間2373

**●内海出張所**

香川県小豆郡小豆島町安田甲144-72

**●オリーブタウン出張所**

香川県小豆郡土庄町淵崎1447-1

**●瀬戸大橋支店**

香川県丸亀市土器町東9-301

**●普通寺市役所出張所**

香川県普通寺市文京町2-851-3

**●多度津町役場出張所**

香川県仲多度郡多度津町栄町1-1-91

**●NTT坂出出張所**

香川県坂出市室町2-4-41

**●志度支店**

香川県さぬき市志度2159-1

**●津田出張所**


香川県さぬき市津田町津田138-25

(2020年6月30日現在)

ATM 設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
本店営業部	高松市浜ノ町72-3	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
香川県庁出張所	高松市番町4-1-10	9:00~18:00	-	-	-
NTT-ネオメイト四国香川支店出張所	高松市勅使町720-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高松市役所出張所	高松市番町1-8-15	9:00~18:00	-	-	-
高松東出張所	高松市福岡町2-4-7	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
番町出張所(高松ローンセンター)	高松市番町3-5-15	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
観音寺支店	観音寺市観音寺町甲1059	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
詫間支所出張所	三豊市詫間町詫間1338-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
三豊市役所出張所	三豊市高瀬町下勝間2373	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
内海出張所	小豆郡小豆島町安田甲144-72	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
オリーブタウン出張所	小豆郡土庄町淵崎1447-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
瀬戸大橋支店	丸亀市土器町東9-301	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
普通寺市役所出張所	普通寺市文京町2-851-3	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
多度津町役場出張所	仲多度郡多度津町栄町1-1-91	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
NTT坂出出張所	坂出市室町2-4-41	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
志度支店	さぬき市志度2159-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
津田出張所	さぬき市津田町津田138-25	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00


徳島地区

●徳島支店




徳島県徳島市昭和町3-35-1  
TEL(088)623-1111

●徳島市役所出張所




徳島県徳島市幸町2-5

●徳島県庁出張所




徳島県徳島市万代町1-1

●中島田出張所




徳島県徳島市中島田町1-11-1  
(徳島ローンセンター)

●徳島赤十字病院出張所




徳島県小松島市小松島町井利ノ口104

●小松島市役所出張所



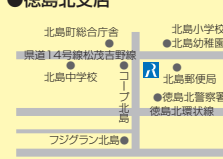
徳島県小松島市横須町1-1

●池田支店




徳島県三好市池田町サラダ1612-2

●徳島北支店




徳島県板野郡北島町中村字東開10-5

●鳴門市役所出張所




徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

●藍住町役場出張所




徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

●阿南支店




徳島県阿南市富岡町トノ町71-20

●鴨島支店



徳島県吉野川市鴨島町鴨島342-1

●脇町出張所



徳島県美馬市脇町字拝原2015-1

(2020年6月30日現在)

ATM 設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
徳島支店	徳島市昭和町3-35-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
徳島市役所出張所	徳島市幸町2-5	8:45~18:00	-	-	-
徳島県庁出張所	徳島市万代町1-1	8:45~18:00	-	-	-
中島田出張所(徳島ローンセンター)	徳島市中島田町1-11-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
徳島赤十字病院出張所	小松島市小松島町井利ノ口104	8:45~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
小松島市役所出張所	小松島市横須町1-1	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
池田支店	三好市池田町サラダ1612-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
徳島北支店	板野郡北島町中村字東開10-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鳴門市役所出張所	鳴門市撫養町南浜字東浜170	8:45~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
藍住町役場出張所	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
阿南支店	阿南市富岡町トノ町71-20	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
鴨島支店	吉野川市鴨島町鴨島342-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
脇町出張所	美馬市脇町字拝原2015-1	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00



愛媛地区

●愛媛支店  
松山地方裁判所  
ANAクラウンプラザホテル松山  
NTT  
二番町  
明治安田生命  
愛媛県松山市二番町4-5-2  
TEL(089)948-1121

●いよてつ高島屋出張所  
日切地そう  
市駅  
いよてつ高島屋  
いよてつ高島屋南館  
愛媛県松山市湊町5-1-1 南館2F

●ダイキ重信店出張所  
フジグラン重信  
ダイキEX重信  
あひよく  
ドライビング  
スクール  
国道11号線  
愛媛県東温市野田3-2-5

●DCMダイキ平田店出張所  
阿沼美術社  
マックスバリュ平田店  
エディオン松山平田店  
松山北条  
ハイバス  
クラブコロンポ松山店  
イエローハット  
松山北店  
愛媛県松山市平田町1437

●山越出張所  
NTT山越ビル  
山越通  
ハトマート  
愛媛県松山市山越3-15-15

●松山支店  
JR松山駅  
郵便局  
堀之内  
愛媛県松山市宮田町132

●フレッシュバリュー松山店出張所  
ドミノピザ  
松山空港通り店  
愛媛銀行  
空港通支店  
愛媛日野自動車  
空通  
アイサービス  
センターミネルフ  
アイリスフルーフ  
愛媛県松山市高岡町297

●北吉田出張所  
TMT  
マジナリー  
帝人松山工場  
駐輪場  
愛媛県松山市北吉田町1054-4

●新居浜支店  
若宮小学校  
住友銀行  
商店  
リーガロイヤル  
ホテル新居浜  
イオン新居浜  
ショッピングセンター  
愛媛県新居浜市王子町3-5

●ダイキ新居浜西店出張所  
県道13号線  
金栄小学校  
マックスバリュ  
ダイキ新居浜西店  
愛媛県新居浜市西の土居町1-7-2

●新須賀出張所  
新居浜公園  
新居浜市営球場  
市立新居浜  
小学校  
数島通り  
近藤酒造  
新居浜労働会館  
朝日保育園  
タニコー  
愛媛県新居浜市新須賀町1-甲333-1

●フレッシュバリュー新居浜店出張所  
JR新居浜駅  
フレッシュ  
バリュー  
新居浜店  
国道11号線  
愛媛県新居浜市寿町12-70

●三島支店  
JR伊予三島駅  
南口  
郵便局  
カーセンター  
愛媛県四国中央市三島中央5-7-31

●フレッシュバリュー三島店出張所  
三島高校  
四国中央市役所  
愛媛新聞社  
大西クリニック  
川之江三島ハイバス  
ダイナマイト  
中曾根  
小学校  
愛媛県四国中央市中曾根町447

●金生出張所  
NTT  
郵便局  
市役所  
愛媛県四国中央市金生町下分929

●今治支店  
JR今治駅  
子道線  
今治市役所  
西国電力  
国道317号線  
愛媛県今治市大正町2-2-1

●八幡浜支店  
市民スポーツ  
センター  
フジグラン  
北浜  
立体駐車場  
八幡浜地方局  
愛媛県八幡浜市北浜1-4-17

●大洲出張所  
大洲  
浦内駅  
四国電力  
日本生命  
ホテルオータ  
ホテルオータ  
駐車場  
愛媛県大洲市中村696-1

●宇和島支店  
裁判所  
検察庁  
JR宇和島駅  
四国電力  
愛媛県宇和島市鶴島町7-8

●西条支店  
愛媛信用金庫  
西条支店  
マルエシ  
センター  
伊予銀行  
喜多川支店  
常磐屋酒店  
マク  
ファミリー  
マート  
愛媛県西条市樋之口57-1

●東予支所出張所  
西条市  
東予支所  
西条市  
東予総合  
福祉センター  
産業道路  
明屋書店  
マルナカ  
愛媛県西条市周布349-1

●フレッシュバリュー西条店出張所  
ケースデンキ  
ビッグモーター  
西条警察署  
済生会西条病院  
県道13号線  
公団通り  
愛媛県西条市朔日市296

(2020年6月30日現在)

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
愛媛支店	松山市二番町4-5-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
いよてつ高島屋出張所	松山市湊町5-1-1 南館2F	8:45~19:30	9:00~19:30	9:00~19:30	9:00~19:30
ダイキ重信店出張所	東温市野田3-2-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
DCMダイキ平田店出張所	松山市平田町1437	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
山越出張所	松山市山越3-15-15	8:00~19:00			
松山支店	松山市宮田町132	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー松山店出張所	松山市高岡町297	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
北吉田出張所	松山市北吉田町1054-4	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新居浜支店	新居浜市王子町3-5	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
ダイキ新居浜西店出張所	新居浜市西の土居町1-7-2	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
新須賀出張所	新居浜市新須賀町1-甲333-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
フレッシュバリュー新居浜店出張所	新居浜市寿町12-70	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
三島支店	四国中央市三島中央5-7-31	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー三島店出張所	四国中央市中曾根町447	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
金生出張所	四国中央市金生町下分929	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
今治支店	今治市大正町2-2-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
八幡浜支店	八幡浜市北浜1-4-17	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
大洲出張所	大洲市中村696-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
宇和島支店	宇和島市鶴島町7-8	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
西条支店	西条市樋之口57-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
東予支所出張所	西条市周布349-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
フレッシュバリュー西条店出張所	西条市朔日市296	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00



高知地区

(2020年6月30日現在)

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
高知支店	高知市本町4-1-32	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
高知県庁出張所	高知市丸の内1-2-20	8:45~18:00	-	-	-
サニーマート中万々出張所	高知市中万々40-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
コープかもべ出張所	高知市鴨部2-4-43	8:45~20:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
サニーマート高岡出張所	土佐市高岡町甲337	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
ハマート朝倉出張所	高知市朝倉甲496-1	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーアクシスの出張所	吾川郡いの町205	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
中村支店	四万十市右山五月町7-48	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーマート四万十出張所	四万十市古津賀字岸の下1642	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

ATM設置場所・出張所名	住 所	ご利用可能時間			
		平日	土 曜	日 曜	祝 日
須崎支店	須崎市桐間東29	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
安芸支店	安芸市矢ノ丸4-1-19	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
南国支店	南国市篠原1821	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
サニーアクシス南国出張所	南国市大そね乙1009-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
香美市役所出張所	香美市土佐山田町宝町1-2-1	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
香南市役所出張所	香南市野町西野2706	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
高知東支店	高知市礼場4-7	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
とさでん交通出張所	高知市棧橋通5-1-1	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
エーマックス一宮店出張所	高知市薊野南町28-12	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

1952年	昭和27年	4月	信用協同組合愛媛県労働金庫創立総会 5月 松山、新居浜で営業開始	2008年	平成20年	7月	ネットローン発売 モバイルマイプラン(カード不発行型)の発売 宇和島支店の移転オープン
1953年	昭和28年	8月	労働金庫法公布	11月	鳴門支店・藍住支店を統合し、徳島北支店を移転オープン	12月	就職安定資金融資制度の取り扱い開始 投資信託「特定口座」の取り扱い開始
1968年	昭和43年	11月	労働金庫推進機構制度発足	2009年	平成21年	4月	「全国一斉生活応援運動強化月間」返済計画見直し特別相談会の実施 全労済の「労金住宅ローン専用火災共済」取り扱い開始
1979年	昭和54年	8月	労働金庫西部事務センター開設	5月	須崎支店の移転オープン	8月	訓練・生活支援資金融資の取り扱い開始
1981年	昭和56年	8月	内国為替(系統内)取り扱い開始	9月	志度支店(旧津田支店)・今治支店の移転オープン	10月	「四国ろうきん生活応援」～暮らし&お金なんでも相談～の実施
1984年	昭和59年	1月	労働金庫系統内為替オンラインスタート	2010年	平成22年	3月	池田支店の移転オープン
1985年	昭和60年	6月	オンラインキャッシュサービス(ROCS)スタート	4月	全労済の「風水害等給付金付火災共済」(一般火災共済)取り扱い開始	5月	安芸支店の建替オープン
1990年	平成2年	7月	キャッシュサービス(NICS)開始	2011年	平成23年	4月	東日本大震災罹災者への災害救援ローン(無担保)の実施
1991年	平成3年	1月	新オンラインシステムへ移行	5月	技能者育成資金融資制度の取り扱い開始	6月	「ナッ得・エコ住宅ローン(無担保)」の発売 震災遺児支援定期の取り扱い開始 東日本大震災罹災者への災害救援ローン(有担保)の実施
1995年	平成7年	4月	ろうきん震災遺児支援定期「エール30」募集	2012年	平成24年	3月	鴨島支店の移転オープン
1996年	平成8年	6月	「四国労働金庫合併プロジェクト」発足	4月	「四国ろうきん経営ビジョン」「四国ろうきんクレド7カ条」を公表	5月	南国支店の移転オープン
1997年	平成9年	4月	新キャラクター「ロッキー」登場	9月	西条支店の移転オープン	2013年	平成25年
1998年	平成10年	4月	四国労働金庫合併準備室(高松市)設置	1月	「ナッ得・安心住宅ローン」の発売	4月	徳島北ローンセンター開設
1999年	平成11年	1月	郵便局とCD/ATMオン提携開始	2014年	平成26年	1月	全国ろうきん新オンラインシステム(アール・ワンシステム)スタート
		3月	サブキャラクター「ピンキー」の登場	4月	「R・プラン300、R・プラン500」、「ミックス住宅ローン」の発売	4月	「R・プラン300、R・プラン500」、「ミックス住宅ローン」の発売
		8月	投資信託の窓販開始	8月	台風11号・12号災害に対する「災害特別融資制度」の適用	8月	台風11号・12号災害に対する「災害特別融資制度」の適用
		12月	全営業店休日(日曜・祝日)自動機稼働開始	9月	ろうきんビジョン策定	9月	ろうきんビジョン策定
2000年	平成12年	3月	デビットカードサービス取り扱い開始	11月	夫婦連生団信の取り扱い開始	2015年	平成27年
		4月	休日ATM手数料無料化(全国一斉)	2016年	平成28年	2月	LINE@サービス開始
		7月	四国労働金庫合併調印式	3月	コンビニ等ATM提携拡大(イーネット、LANs等) 高知東支店の移転オープン	3月	コンビニ等ATM提携拡大(イーネット、LANs等) 高知東支店の移転オープン
		12月	郵貯送金サービス開始	4月	「ナッ得・安心住宅ローン」の再販売開始 平成28年熊本地震に係る「災害救援ローン(無担保)」の実施	4月	「ナッ得・安心住宅ローン」の再販売開始 平成28年熊本地震に係る「災害救援ローン(無担保)」の実施
2001年	平成13年	1月	四国労働金庫合併認可申請 四国労働金庫「ミニ本部」設置	12月	モアローン(Webフリー)の発売	2017年	平成29年
		3月	四国労働金庫合併認可	2018年	平成30年	3月	中村支店の建替オープン
		4月	四国労働金庫設立 他行自動機利用手数料の還元サービス開始	4月	「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」開始	4月	「四国ろうきん1万人笑顔プロジェクト」開始
		9月	去予地震「災害特別融資制度」の制定	7月	平成30年7月豪雨被災者への「災害救援ローン(無担保)」および「災害救援住宅ローン(有担保)」の取り扱い開始	7月	平成30年7月豪雨被災者への「災害救援ローン(無担保)」および「災害救援住宅ローン(有担保)」の取り扱い開始
		10月	高知県西部豪雨「災害特別融資制度」の制定	2019年	令和元年	5月	新元号「令和」スタート
		10月	インターネットバンキング取り扱い開始 高知ローンセンター開設	7月	女性活躍推進法に基づく「えるぼし最上位企業」に認定	7月	女性活躍推進法に基づく「えるぼし最上位企業」に認定
2002年	平成14年	4月	第1期中期経営計画スタート	10月	阿南支店の建替オープン	10月	阿南支店の建替オープン
		8月	新本店ビル建設着工	10月	「ろうきんアプリ」取り扱い開始 「Web完結型マイプラン」取り扱い開始	10月	「ろうきんアプリ」取り扱い開始 「Web完結型マイプラン」取り扱い開始
2003年	平成15年	3月	社会貢献活動 第1回助成金交付 日本学生支援機構(旧・育英会)奨学生に 対する融資制度取り扱い開始	2020年	令和2年	4月	新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者の 生活支援に向けた無担保融資の取り扱い開始 社会福祉協議会「緊急小口資金」の取次業務 開始(新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者 支援対策)
		7月	本店を高松市番町から浜ノ町に移転オープン				
		10月	高松ローンセンターの開設 全国13金庫体制となる				
2004年	平成16年	3月	徳島西支店を廃止し、徳島支店と鴨島支店に統合 財形・エース預金電話振替(ZATTS)サービス開始				
		5月	徳島ローンセンター開設				
		9月	高松・徳島ローンセンターを出張所へ格上げ				
		10月	四国ろうきんCUPバレーボール大会開催				
		11月	NPO事業サポートローンの制定				
2005年	平成17年	3月	個人向け国債、窓口販売の取り扱い開始 決済用預金の取り扱い開始				
		6月	地球温暖化防止に向け5R運動開始				
		7月	フラット35取り扱い開始				
		10月	内海支店を内海出張所に変更 大洲支店を廃止し八幡浜支店に統合				
		11月	小松島支店を廃止し徳島支店に統合 お客様相談センター開設 観音寺支店の移転オープン				
2006年	平成18年	1月	Webお知らせサービス取り扱い開始				
		4月	投資信託窓口販売を全店で取り扱い開始 メール配信サービス開始				
		7月	ICカードの取り扱い開始				
		8月	松山ローンセンター開設				
2007年	平成19年	3月	多重債務者対策本部設置				
		9月	坂出支店を廃止し、丸亀支店に統合 丸亀支店を瀬戸大橋支店に名称を変更し、 ローンセンター併設店として移転オープン				
		10月	高松東支店を廃止し、本店営業部に統合				
2008年	平成20年	1月	新居浜支店の移転オープン 上限金利特約付住宅ローン「キャップローン」発売				
		7月	「盗難通帳・インターネットバイキングによる 預金等の不正な払戻し」に対し、原則補償開始				

● **会員表彰** <2020年6月>

第20回通常総会において、2019年度の「ろうきん運動」で顕著な実績をあげられた下記の38会員の表彰を行い、表彰状と記念品を贈呈いたしました。

※順不同

香川地区	
会員名	営業店
生活協同組合コープかわ	本店営業部
タダノ労働組合	//
四国電力生活協同組合	//
観音寺市職員労働組合	観音寺支店
小豆島中央病院職員労働組合	内海出張所
丸亀市職員労働組合	瀬戸大橋支店
協和化学労働組合坂出支部	//
協和化学労働組合三木支部	志度支店

徳島地区	
会員名	営業店
自治労徳島市職員労働組合連合会	徳島支店
全徳島建設労働組合	//
三好市職員労働組合連合会	池田支店
半田病院職員労働組合	//

生活協同組合とくしま生協	徳島北支店
ジェイテクト労働組合徳島支部	//
倉敷紡績労働組合徳島支部	阿南支店
阿波市職員労働組合連合会	鴨島支店

愛媛地区	
会員名	営業店
生活協同組合コープえひめ	愛媛支店
東レ労働組合愛媛支部	//
松山市職員生活協同組合	//
四国西濃運輸労働組合	松山支店
帝人化成労働組合松山支部	//
別子労働組合	新居浜支店
住友共同電力労働組合	//
JAM川之江造機支部	三島支店
瀬戸内運輸労働組合	今治支店
八幡浜市職員労働組合	八幡浜支店

松野町職員組合	宇和島支店
今治造船労働組合西条支部	西条支店

高知地区	
会員名	営業店
高知地区ろうきん友の会高知支部	高知支店
紙バ連合伊野紙新労働組合	//
高知県職員連合労働組合本庁支部	//
黒潮町職員労働組合	中村支店
自治労須崎市職員労働組合	須崎支店
高知県職員連合労働組合安芸支部	安芸支店
高知県職員連合労働組合香土長支部	南国支店
本山町職員労働組合	//
こうち生活協同組合	高知東支店
SKK労働組合	//

● **住宅フェア**



<2019年5月> 本店ブロック推進委員会

● **家づくり相談会**



<2019年7月> 徳島地区推進委員会

● **親子映画観賞会**



<2019年8月> 八幡浜支店推進委員会

● **ラフティング大会**



<2019年10月> 高知地区推進委員会 青年女性部

● **スマホ教室**



<2020年2月> 志度支店推進委員会

● **ソフトバレーボール大会**



<2020年2月> 宇和島支店推進委員会 青年女性部



## 事業の概況

## ● 事業概況等

## [事業方針]

令和元年度は第7期中期経営計画の中間年度であり、「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」をダブルテーマに、また重点課題として①経営戦略、②財務戦略、③営業戦略、④IT戦略、⑤コンプライアンス・リスク管理戦略、⑥人事戦略の6項目を掲げて、勤労者の生活向上という理念経営の実現や金融包摂による事業存続の礎を築く施策に取り組みました。

第四次産業革命と言われる社会変化によって金融をめぐる環境が厳しさを増す中、「ろうきんアプリ」などIT戦略を積極推進することにより、次世代に向けたろうきんブランド力の向上を目指すことを念頭に事業を展開してまいりました。

また、年度終盤に深刻さを増した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に対しては、早期に緊急対策会議を立ち上げるなど、金融機関として求められる危機対応について積極的に対策を講じてきたところです。

## [金融経済環境]

令和元年度は、引き続き米中の貿易摩擦の行方に反応するマーケットとなりました。

上期は米中が互いに制裁関税を発動し株価もそれに反応する形で下落上昇を繰り返す展開となり、世界的に上値が重い環境となりました。

下期は米中が一定の合意に進む中で株価も上昇基調となりました。米国経済の堅調さに加え12月には米中で第一段階の合意がなされると、景気の先行き懸念が後退する思惑から2月中頃にはNYダウは史上最高値となる29,551ドルまで上昇しました。

しかしながら、年明け2月後半以降は「新型コロナウイルス」の世界的な流行により各地で都市封鎖が進み、世界景気に与える影響が甚大となる中、株価も世界的に急落しました。日経平均株価は1月高値から30%を超える下落となり、リーマンショック以来の大幅な下げ幅となりました。

「新型コロナウイルス」による経済へのマイナス影響に対し世界中で金融面・財政面の両面から大規模な対策が講じられていますが、未知のウイルスであることから今後の見通しは現時点では不明瞭な状態です。世界中で経済活動がストップする中、新型コロナウイルスの流行が長引くほど景気への悪影響が大きくなり、今後の世界景気を左右する展開となることが予想されます。

## [業績]

## ①預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標 6,077億87百万円、増加額目標60億15百万円、増加率目標0.99%に対し、期末残高6,100億31百万円、増加額82億58百万円、増加率1.37%となりました。

## ②貸出金

貸出金は、期末残高目標4,026億53百万円、増加額目標122億16百万円、増加率目標3.12%に対し、期末残高4,043億88百万円、増加額139億51百万円、増加率3.57%となりました。

## ③収支状況

収支面では、経常利益10億90百万円の計画に対し13億11百万円となり、計画を2億20百万円上回り、当期純利益8億16百万円の計画に対し9億92百万円となり、計画を1億75百万円上回りました。なお、自己資本比率は、10.49%となりました。

## [事業の展望および当庫が対処すべき課題]

第7期中期経営計画の最終年度となる令和2年度は、ダブルテーマに掲げた「大改革の完遂」と「高付加価値・お役立ち・提案営業」のもと、引き続きⅠ. 経営戦略、Ⅱ. 財務戦略、Ⅲ. 営業戦略、Ⅳ. IT戦略、Ⅴ. コンプライアンス・リスク管理戦略、Ⅵ. 人事戦略の6項目を重点課題として取り組み改革の総仕上げを目指します。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済・社会情勢への悪影響が予想される中、第7期中期経営計画の完遂のため、オール四国の全体最適化を強力に推し進めます。経営資源を最効率・再配分し理念経営の実現と金融包摂を「高付加価値・お役立ち・提案営業」により実現し、ろうきんブランド力を向上します。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン」ならびに「クレド7カ条」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

●第19期・貸借対照表(令和2年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	2019年度末	2018年度末	科 目	2019年度末	2018年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	8,218	8,380	預金積金	609,571	601,312
預け金	216,864	220,921	当座預金	82	85
買入手形	-	-	普通預金	176,776	166,862
コールローン	-	-	貯蓄預金	631	617
買現先勘定	-	-	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	-	-	別段預金	522	531
買入金銭債権	-	-	納税準備預金	-	-
金銭の信託	-	954	定期預金	431,527	433,185
商品有価証券	-	-	定期積金	-	-
商品国債	-	-	その他の預金	-	-
商品地方債	-	-	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	-	-	借入金	21,400	22,500
その他の商品有価証券	-	-	借入金	21,400	22,500
有価証券	30,451	31,789	当座借越	-	-
国債	3,821	3,853	再割引手形	-	-
地方債	502	506	売渡手形	-	-
短期社債	-	-	コールマネー	-	-
社債	13,352	11,546	売現先勘定	-	-
貸付信託	-	-	債券貸借取引受入担保金	-	-
投資信託	4,324	6,579	コマースナル・ペーパー	-	-
株式	55	55	外国為替	-	-
外国証券	8,394	9,247	外国他店預り	-	-
その他の証券	-	-	外国他店借	-	-
貸出金	404,388	390,437	売渡外国為替	-	-
割引手形	-	-	未払外国為替	-	-
手形貸付	67	83	その他負債	1,487	1,426
証書貸付	386,279	372,646	未決済為替借	4	5
当座貸越	18,041	17,707	未払費用	384	407
外国為替	-	-	給付補填備金	-	-
外国他店預け	-	-	未払法人税等	285	203
外国他店貸	-	-	前受収益	0	0
買入外国為替	-	-	払戻未済金	0	1
取立外国為替	-	-	払戻未済持分	0	0
その他資産	5,789	5,817	先物取引受入証拠金	-	-
未決済為替貸	34	4	先物取引差金勘定	-	-
労働金庫連合会出資金	4,400	4,400	借入商品債券	-	-
前払費用	25	27	借入有価証券	-	-
未収収益	1,039	1,061	売付商品債券	-	-
先物取引差入証拠金	-	-	売付債券	-	-
先物取引差金勘定	-	-	金融派生商品	-	-
保管有価証券等	-	-	金融商品等受入担保金	-	-
金融派生商品	-	-	リース債務	192	207
金融商品等差入担保金	-	-	資産除去債務	-	-
リース投資資産	-	-	その他の負債	619	600
その他の資産	289	323	代理業務勘定	-	-
有形固定資産	5,341	5,428	賞与引当金	185	179
建物	2,994	3,019	役員賞与引当金	-	-
土地	1,793	1,716	退職給付引当金	1,755	2,084
リース資産	143	153	役員退職慰労引当金	56	54
建設仮勘定	28	69	睡眠預金払戻損失引当金	52	75
その他の有形固定資産	381	468	その他の引当金	-	-
無形固定資産	87	88	特別法上の引当金	-	-
ソフトウェア	70	71	金融商品取引責任準備金	-	-
のれん	-	-	繰延税金負債	-	-
リース資産	-	-	再評価に係る繰延税金負債	130	135
その他の無形固定資産	16	17	債務保証	41	54
前払年金費用	122	129	負債の部合計	635,142	628,283
繰延税金資産	699	634	(純資産の部)		
再評価に係る繰延税金資産	-	-	出資金	3,014	3,014
債務保証見返	41	54	普通出資金	3,014	3,014
貸倒引当金	△238	△266	優先出資金	-	-
(うち個別貸倒引当金)	(△119)	(△132)	優先出資金申込証拠金	-	-
			資本剰余金	-	-
			資本準備金	-	-
			その他資本剰余金	-	-
			利益剰余金	33,433	32,608
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	30,416	29,591
			特別積立金	29,215	28,615
			(特別積立金)	(743)	(743)
			(金利変動等準備積立金)	(7,200)	(7,200)
			(機械化積立金)	(7,076)	(7,076)
			(配当準備積立金)	(800)	(700)
			(経営基盤強化積立金)	(8,496)	(8,496)
			(社会貢献活動基金)	(500)	(500)
			(店舗等整備積立金)	(4,400)	(3,900)
			当期末処分剰余金	1,200	976
			処分未済持分	-	-
			自己優先出資	-	-
			自己優先出資申込証拠金	-	-
			会員勘定合計	36,447	35,623
			その他有価証券評価差額金	△128	143
			繰延ヘッジ損益	-	-
			土地再評価差額金	305	318
			評価・換算差額等合計	176	461
			純資産の部合計	36,624	36,084
資産の部合計	671,767	664,368	負債及び純資産の部合計	671,767	664,368

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法  
有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりです。  
建物 15年～50年  
その他 2年～20年
- 無形固定資産の減価償却の方法  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産及び負債の換算基準  
外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準  
貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。  
(1)過去勤務費用  
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理  
(2)数理計算上の差異  
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理  
確定拠出年金制度への一部移行  
当庫は平成31年4月1日に職員（嘱託等職員およびアソシエイト職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。  
この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。  
なお、この制度移行による退職給付制度終了益98,451千円を、特別利益に計上しております。
- 役員退職慰労引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額  
有形固定資産の減価償却累計額 5,072,307 千円  
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 431,635 千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 - 千円
- 子会社等の株式総額 10,000 千円
- 子会社等に対する金銭債権総額 200,677 千円
- 子会社等に対する金銭債務総額 174,718 千円
- 破綻先債権額及び延滞債権額  
貸出金のうち、破綻先債権額は392,059千円、延滞債権額は1,936,996千円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3か月以上延滞債権額  
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は64,998千円です。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権額  
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64,234千円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額  
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,458,289千円です。  
なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 担保に供している資産  
為替決済・当座借越契約および手形借入（21,400,000千円）の担保として預け金45,821,100千円、公金取扱いの担保として預け金2,200千円を差入れております。  
また、その他の資産には、保証金117,979千円が含まれております。
- 土地の再評価の方法と差額  
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。



同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額  
508,493千円

25. 出資1口当たりの純資産額 12,150円75銭

26. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

27. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、令和2年3月31日現在で当庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,491,108千円です。

なお、当庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定にお

いては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な試算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	216,864,092	217,111,239	247,146
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,299,150	2,348,960	49,809
その他有価証券	28,097,150	28,097,150	—
(3)貸出金	404,388,782		
貸倒引当金（*）	△218,913		
	404,169,869	408,490,522	4,320,653
金融資産計	651,430,263	656,047,872	4,617,609
(1)預金積金	609,571,254	609,612,066	40,811
(2)借入金	21,400,000	21,400,000	—
金融負債計	630,971,254	631,012,066	40,811

（\*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29. から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。



(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*)	10,000
関連法人等株式	—
非上場株式(*)	45,293
組合出資金	—
合計	55,293

(\*)子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	127,460,092	66,804,000	19,600,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	2,000,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	3,591,620	8,816,350	6,635,320	4,700,000
貸出金(*)	27,543,622	86,528,585	84,534,857	202,935,172
合計	158,895,335	164,148,935	110,770,177	210,635,172

(\*)貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	398,696,357	208,353,655	2,521,241	—
借入金	600,000	20,800,000	—	—
合計	399,296,357	229,153,655	2,521,241	—

(\*)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています(以下33.まで同様)。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,699,156	1,741,620	42,463
	地方債	199,993	201,450	1,456
	短期社債	—	—	—
	社債	400,000	405,890	5,890
	その他	—	—	—
	小計	2,299,150	2,348,960	49,809
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,299,150	2,348,960	49,809

(2)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式  
該当はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	7,966,063	7,899,748	66,314
	国債	2,120,763	2,100,167	20,595
	地方債	302,810	299,967	2,842
	短期社債	—	—	—
	社債	5,542,490	5,499,613	42,876
	その他	6,317,706	5,967,745	349,960
	小計	14,283,769	13,867,494	416,275

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	7,412,023	7,513,310	△101,286
	国債	1,533	1,536	△3
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,410,490	7,511,773	△101,283
	その他	6,401,357	6,895,443	△494,086
	小計	13,813,381	14,408,753	△595,372
合計		28,097,150	28,276,248	△179,097

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,305,604	65,619	△66,605
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,078,993	95,898	△111,082
合計	2,384,598	161,517	△177,688

32. 保有目的を変更した有価証券

当期中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

33. 減損処理を行った有価証券

当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

34. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は80,867,112千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が40,682,432千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,184,679千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	491,586
固定資産の減損損失	64,257
賞与引当金	52,067
その他有価証券評価損	166,704
その他	108,829
繰延税金資産小計	883,444
評価性引当額	△32,922
繰延税金資産合計	850,522
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	116,557
前払年金費用	34,409
繰延税金負債合計	150,966
繰延税金資産の純額	699,555

●第19期・損益計算書 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度	科 目	2019年度	2018年度
<b>経常収益</b>	<b>9,365</b>	<b>9,269</b>	<b>その他業務費用</b>	<b>229</b>	<b>90</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>7,828</b>	<b>7,974</b>	外国為替売買損	—	—
貸出金利息	6,487	6,469	商品有価証券売却損	—	—
預け金利息	631	713	国債等債券売却損	111	—
買入手形利息	—	—	国債等債券償還損	118	88
コールローン利息	—	—	国債等債券償却	—	—
買現先利息	—	—	金融派生商品費用	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	その他の業務費用	0	2
有価証券利息配当金	433	405	<b>経費</b>	<b>6,192</b>	<b>6,503</b>
金利スワップ受入利息	—	—	人件費	3,388	3,520
その他の受入利息	275	386	物件費	2,720	2,921
<b>役務取引等収益</b>	<b>989</b>	<b>874</b>	税金	83	61
受入為替手数料	108	99	<b>その他経常費用</b>	<b>68</b>	<b>67</b>
その他の役務収益	881	774	貸倒引当金繰入額	—	—
<b>その他業務収益</b>	<b>439</b>	<b>329</b>	貸出金償却	0	0
外国為替売買益	—	—	株式等売却損	66	—
商品有価証券売却益	—	—	株式等償却	—	—
国債等債券売却益	95	94	金銭の信託運用損	—	44
国債等債券償還益	—	—	その他資産償却	0	0
金融派生商品収益	—	—	退職手当金	0	9
その他の業務収益	343	234	その他の経常費用	0	13
<b>その他経常収益</b>	<b>108</b>	<b>91</b>	<b>経常利益</b>	<b>1,311</b>	<b>1,024</b>
貸倒引当金戻入益	27	21	<b>特別利益</b>	<b>98</b>	—
償却債権取立益	0	0	固定資産処分益	—	—
株式等売却益	65	1	負ののれん発生益	—	—
金銭の信託運用益	4	—	金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の経常収益	10	67	その他の特別利益	98	—
<b>経常費用</b>	<b>8,054</b>	<b>8,245</b>	<b>特別損失</b>	<b>61</b>	<b>9</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>226</b>	<b>235</b>	固定資産処分損	12	1
預金利息	224	234	減損損失	49	8
給付補填備金繰入額	—	—	金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0	その他の特別損失	—	—
借入金利息	0	0	<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,348</b>	<b>1,014</b>
売渡手形利息	—	—	<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>320</b>	<b>229</b>
コールマネー利息	—	—	<b>法人税等調整額</b>	<b>35</b>	<b>38</b>
売現先利息	—	—	<b>法人税等合計</b>	<b>356</b>	<b>268</b>
債券貸借取引支払利息	—	—	<b>当期純利益</b>	<b>992</b>	<b>746</b>
コマースャル・ペーパー利息	—	—	<b>繰越金(当期首残高)</b>	<b>196</b>	<b>229</b>
金利スワップ支払利息	—	—	<b>土地再評価差額金取崩額</b>	<b>12</b>	—
その他の支払利息	1	0	<b>当期末処分剰余金</b>	<b>1,200</b>	<b>976</b>
<b>役務取引等費用</b>	<b>1,337</b>	<b>1,348</b>			
支払為替手数料	405	381			
その他の役務費用	931	967			

損益計算書の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 12,422千円  
子会社との取引による費用総額 220,059千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 329円25銭

- 固定資産の重要な減損損失  
当期において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しています。

(単位:千円)

場 所	用途	種類	減損損失
観音寺支店	営業店	建物等	4,399
三島支店	営業店	土地、建物等	44,770

観音寺支店は新店舗移転を予定しており建物が使用されなくなるため、三島支店は令和2年度に新築移転を予定していることから、土地、建物が使用されなくなるため減損損失を認識しました。

● 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度 (総会承認日2020年6月25日)	2018年度 (総会承認日2019年6月25日)
当期末処分剰余金	1,200	976
剰余金処分量	880	780
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	60	60
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	700	600
繰越金(当期末残高)	320	196

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2020年5月21日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けることが義務づけられており、「会計監査人の監査」を2020年5月20日に受けております。

令和元年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和2年6月26日

四国労働金庫

理事長 杉本宗之



## 主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
経常収益	9,365	9,269	9,121	9,381	9,891
経常利益	1,311	1,024	1,023	1,163	1,373
当期純利益	992	746	734	809	978
純資産額	36,624	36,084	35,278	34,900	34,482
総資産額	671,767	664,368	646,631	632,066	624,640
預金積金残高	609,571	601,312	593,334	586,128	579,399
貸出金残高	404,388	390,437	374,969	366,661	369,060
有価証券残高	30,451	31,789	27,722	26,472	24,704
出資総額	3,014	3,014	3,015	3,015	3,015
出資総口数(口)	3,014,173	3,014,404	3,015,002	3,015,259	3,015,341
出資に対する配当金	60	60	90	90	90
職員数(人)	456	454	465	339	343
単体自己資本比率(%)	10.49	10.64	11.00	11.24	11.27

- 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
- 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
- 職員数については、2016年度までは正職員数を、2017年度からは嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

## 主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項目	2019年度	2018年度
業務粗利益	7,464	7,504
業務粗利益率	1.13	1.16
業務純益	1,369	1,104
実質業務純益	1,369	
コア業務純益	1,503	
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,448	
資金運用収支	7,602	7,740
役務取引等収支	△347	△474
その他業務収支	209	238
資金運用勘定平均残高	659,621	646,787
資金運用収益(受取利息)	7,828	7,974
資金運用収益増減(△)額	△146	△27
資金運用利回り	1.18	1.23
資金調達勘定平均残高	635,911	623,178
資金調達費用(支払利息)	226	235
資金調達費用増減(△)額	△8	△28
資金調達利回り	0.03	0.03
資金調達原価率	0.99	1.06
総資金利鞘	0.19	0.17
総資産経常利益率	0.19	0.15
総資産当期純利益率	0.14	0.11
総資産業務純益率	0.20	0.16
純資産経常利益率	3.59	2.85
純資産当期純利益率	2.72	2.07
純資産業務純益率	3.75	3.07

- 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

- 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

- 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

- 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

- 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

- $$\text{利益率・純益率} = \frac{\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$



## 会員・出資金の状況

### ●純資産の内訳

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
純資産	36,624	36,084
出資金	3,014	3,014
普通出資金	3,014	3,014
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	33,433	32,608
会員勘定合計	36,447	35,623
土地再評価差額金	305	318
その他有価証券評価差額金	△128	143
評価・換算差額等合計	176	461

### ●大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.50
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.55
3	(財)徳島県勤労者福祉ネットワーク	71,641	2.37
4	徳島県職員労働組合	70,349	2.33
5	帝人労働組合 松山支部	50,795	1.68
6	高知県職員連合労働組合	41,491	1.37
7	大王製紙労働組合	39,987	1.32
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,955	1.15
10	JAM井関農機労働組合松山支部	33,864	1.12
	2020年3月末 出資金残高	3,014,173	—

### ●会員数内訳

(単位:千円、%)

項 目	2019年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	2,051	3,002,522	99.61	2,055	3,002,376	99.60
民間労働組合	1,037	1,534,244	50.90	1,036	1,533,957	50.88
民間以外の労働組合及び公務員の団体	392	1,069,694	35.48	391	1,069,557	35.48
消費生活協同組合及び同連合会	66	132,733	4.40	67	132,844	4.40
その他の団体	556	265,851	8.82	561	266,018	8.82
個 人 会 員	1,343	11,651	0.38	1,379	12,028	0.39
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	3,394	3,014,173	100.00	3,434	3,014,404	100.00

1. 優先出資金の残高はありません。

### ●出資配当等

項 目	2019年度(総会承認日2020年6月25日)	2018年度(総会承認日2019年6月25日)
出資配当 (配当率)	60,216千円 (年2.0%の割合)	60,248千円 (年2.0%の割合)
利用配当	119,997千円	119,997千円
配当負担率	15.00%	18.46%

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

## 預金に関する指標

### ●預金科目別残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末				2018年度末			
	個人預金	法人			個人預金	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	-	-	2	80	-	-	-	85
普通預金	154,978	202	3	21,592	146,589	158	3	20,112
貯蓄預金	631	-	-	-	617	-	-	-
通知預金	-	-	-	30	-	-	-	30
別段預金	0	331	13	177	0	359	31	139
納税準備預金	-	-	-	-	-	-	-	-
定期預金	386,131	5,310	4,271	35,815	387,540	5,723	2,925	36,995
定期積金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	541,741	5,843	4,290	57,695	534,747	6,241	2,960	57,363

### ●預金種類別内訳(平均残高) (単位:百万円)

項目	2019年度	2018年度
流動性預金	175,276	166,911
定期性預金	435,069	436,249
譲渡性預金	460	460
その他の預金	-	-
合計	610,805	603,620

### ●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利定期預金	431,437	433,085
変動金利定期預金	90	100
その他	-	-
合計	431,527	433,185



## ●預金者別内訳(期末残高)

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	524,356	86.02	517,934	86.13
民間労働組合	172,196	28.24	170,576	28.36
民間以外の労働組合及び公務員の団体	173,856	28.52	171,368	28.49
消費生活協同組合及び同連合会	12,586	2.06	11,085	1.84
その他の団体	165,717	27.18	164,903	27.42
(うち間接構成員)	(479,430)	(78.65)	(473,653)	(78.76)
個 人 会 員	115	0.01	137	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	5,999	0.98	6,514	1.08
一 般 員 外 (a)	79,099	12.97	76,725	12.75
合 計	609,571	100.00	601,312	100.00

当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
一般員外譲渡性預金(b)	—	—
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	79,099	76,725
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	610,031	601,772
一般員外預金比率(c)/(d)×100	12.96%	12.74%

## ●財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	80,478	13.19	79,772	13.25
財 形 年 金	38,922	6.38	39,622	6.58
財 形 住 宅	7,845	1.28	8,385	1.39
合 計	127,247	20.85	127,780	21.23

1. 2019年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め610,031で計算しています。

## ●内国為替取扱実績

(単位:件)

項 目	区 分	2019年度	2018年度
送 金 ・ 振 込	各地へ向けた分	443,777	441,790
	各地より受けた分	1,131,715	1,119,572
代 金 取 立	各地へ向けた分	69	66
	各地より受けた分	13	7
合 計	各地へ向けた分	443,846	441,856
	各地より受けた分	1,131,728	1,119,579

## 貸出金等に関する指標

### ●貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)

- (1) 小口員外貸出 …………… 「個人」
- (2) 間接構成員等であった者 …………… 「個人」
- (3) 独立行政法人 …………… 事業に応じて類別
- (4) PFI選定業者 …………… 事業に応じて類別
- (5) 地方公共団体 …………… 「地方公共団体」
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 …… 「金融業・保険業」
- (7) 地方公社等
  - ①土地開発公社 …………… 「不動産業」
  - ②地方道路公社 …………… 「運輸業」
  - ③公益社団法人及び公益財団法人 …… 事業に応じて類別
  - ④医療法人 …………… 「医療、福祉」
  - ⑤社会福祉法人 …………… 「医療、福祉」、その他事業に応じて類別
  - ⑥その他 …………… 事業に応じて類別

(単位:百万円、%)

項 目	2019年度末		2018年度末		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
民間労働組合	111,940	27.68	110,129	28.20	
民間以外の労働組合及び公務員の団体	48,287	11.94	49,170	12.59	
消費生活協同組合及び同連合会	110,819	27.40	88,820	22.74	
その他の団体	122,394	30.26	130,597	33.44	
《間接構成員》	《393,024》	《97.18》	《378,299》	《96.89》	
個人会員	29	0.00	33	0.00	
会員等計	393,471	97.30	378,752	97.00	
預金積金担保貸出	132	0.03	132	0.03	
そ の 他	10,784	2.66	11,552	2.95	
	( )表示はその他を100とする	(100.00)	( )表示はその他を100とする	(100.00)	
業 種 別 内 訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業・林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療・福祉	—	(—)	—	(—)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	6,359	(58.97)	7,142	(61.82)
個人	4,160	(38.57)	4,122	(35.68)	
その他	264	(2.45)	287	(2.48)	
会員外計	10,917	2.69	11,684	2.99	
合 計	404,388	100.00	390,437	100.00	



### ●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	36	49
信用	5	5
合計	41	54

### ●貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
手形貸付	103	70
証書貸付	379,157	364,268
当座貸越	17,980	16,954
割引手形	-	-
合計	397,240	381,292

### ●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項目	2019年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	-	-	0	0.00
生活資金	48,925	12.09	48,445	12.40
カードローン	14,675	3.62	14,520	3.71
教育ローン	10,135	2.50	9,413	2.41
その他	24,113	5.96	24,511	6.27
福利共済資金	6,011	1.48	6,713	1.71
運営資金	6,011	1.48	6,713	1.71
設備資金	767	0.18	884	0.22
住宅資金	150	0.03	120	0.03
運営資金	150	0.03	120	0.03
設備資金	-	-	-	-
生協資金	348,421	86.16	334,142	85.58
一般住宅資金	348,421	86.16	334,142	85.58
住宅事業資金	113	0.02	130	0.03
合計	404,388	100.00	390,437	100.00

### ●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
固定金利貸出金	115,130	121,457
変動金利貸出金	289,258	268,979
合計	404,388	390,437

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

### ●預貸率

(単位:%)

項目	2019年度	2018年度
預貸率(期末値)	66.28	64.88
預貸率(期中平均値)	65.03	63.16

### ●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
預金残高	22,593	22,287
貸出金残高	14,977	14,460

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

### ●貸出金担保種類別内訳

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
当金庫預金積金	979	1,013
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	4,563	5,549
その他	-	-
小計	5,542	6,563
保証	392,359	376,584
信用	6,486	7,289
合計	404,388	390,437

### ●常勤従業員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
預金残高	1,260	1,230
貸出金残高	835	798

1. 従業員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

## 有価証券に関する指標

### ●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

### ●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	計	期間の定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	2019年度末	3,821	—	1,364	2,457	—
	2018年度末	3,853	—	1	3,852	—
地方債	2019年度末	502	—	502	—	—
	2018年度末	506	—	—	506	—
短期社債	2019年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
社債	2019年度末	13,352	—	1,404	5,697	4,555
	2018年度末	11,546	—	702	4,773	4,338
貸付信託	2019年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2019年度末	4,324	4,324	—	—	—
	2018年度末	6,579	6,579	—	—	—
株式	2019年度末	55	55	—	—	—
	2018年度末	55	55	—	—	—
外国証券	2019年度末	8,394	228	636	2,712	2,017
	2018年度末	9,247	230	1,093	2,559	2,617
その他の証券	2019年度末	—	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—	—
合計	2019年度末	30,451	4,608	3,908	10,866	6,572
	2018年度末	31,789	6,865	1,797	11,692	6,955

### ●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項目	2019年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	3,805	12.09	3,809	12.68
地方債	499	1.58	499	1.66
短期社債	—	—	—	—
社債	12,330	39.19	10,883	36.23
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	5,953	18.92	6,717	22.36
株式	55	0.17	55	0.18
外国証券	8,814	28.01	8,073	26.87
その他の証券	—	—	—	—
合計	31,459	100.00	30,038	100.00

社債には、政府保証債、公社  
公団債、金融債、事業債、新株  
予約権付社債が含まれます。

● 預証率

(単位:%)

項 目	2019年度	2018年度
預証率(期末値)	4.99	5.28
預証率(期中平均値)	5.15	4.97

● 公共債窓口販売実績

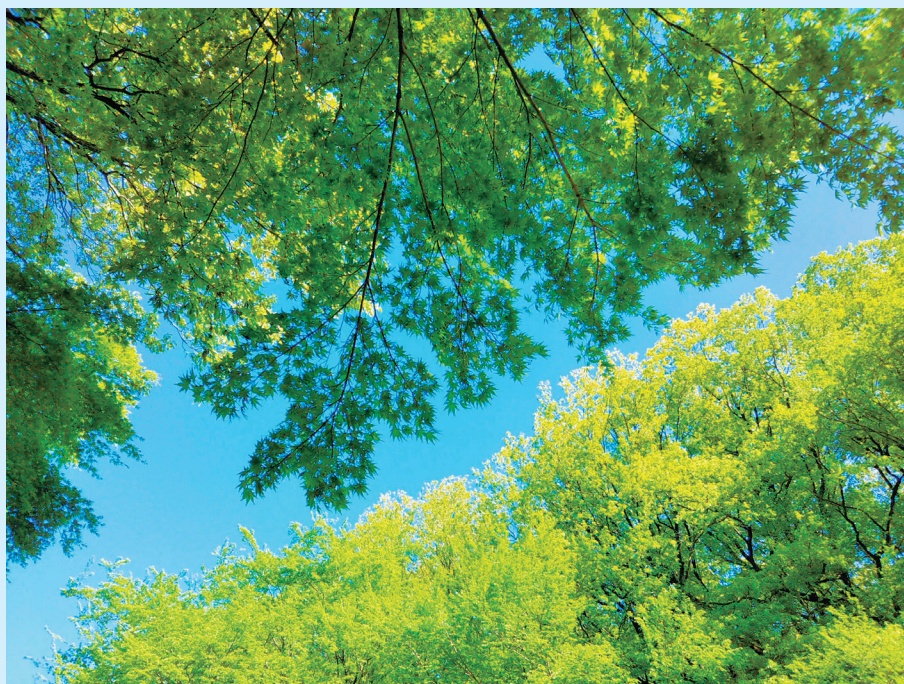
(単位:千円)

項 目	2019年度	2018年度
国 債	890,560	680,610

● 投資信託窓口販売実績

(単位:千円)

項 目	2019年度	2018年度
投資信託	170,570	152,413



## 有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにご利用いただき、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計

に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については貸借対照表注記（52頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

### 1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

### 2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

項目		2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,699	1,741	42	1,698	1,760	61
	地方債	199	201	1	199	204	4
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	400	405	5	400	410	10
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	2,299	2,348	49	2,298	2,376	77
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計		2,299	2,348	49	2,298	2,376	77

1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

### 3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、次頁5. に記載しております。



#### 4. その他有価証券

(単位:百万円)

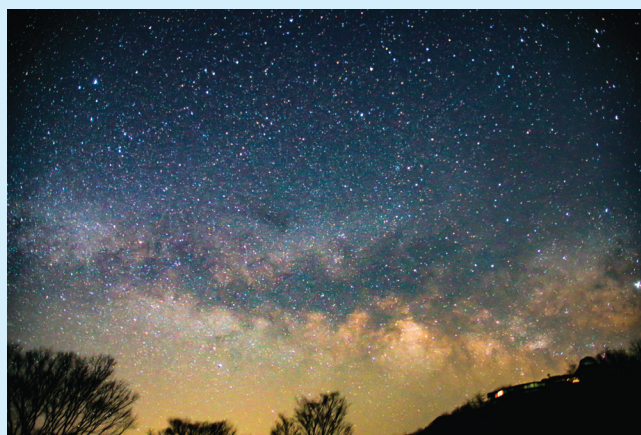
項 目		2019年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,966	7,899	66	13,406	13,217	189
	国債	2,120	2,100	20	2,152	2,104	47
	地方債	302	299	2	306	299	6
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,542	5,499	42	10,947	10,812	134
	その他	6,317	5,967	349	7,300	6,861	438
	小 計	14,283	13,867	416	20,707	20,079	628
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	7,412	7,513	△ 101	201	201	△ 0
	国債	1	1	△ 0	1	1	△ 0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	7,410	7,511	△ 101	199	200	△ 0
	その他	6,401	6,895	△ 494	8,526	8,954	△ 428
	小 計	13,813	14,408	△ 595	8,727	9,156	△ 428
合 計	28,097	28,276	△ 179	29,434	29,235	199	

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

#### 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の 主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	45	45
合 計	55	55



## 金銭の信託の時価情報

### ●金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

項目	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	—	—	954	—

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

## 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

### 「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

- (1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

### 「先物取引」「先渡取引」とは

もともになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

### 「スワップ」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

### 「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利

を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

### 「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

#### (1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

#### (2) 「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

#### (3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

## 自己資本の充実の状況

### (1) 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:%)

2019年度末	2018年度末
10.49	10.64

当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

#### 「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関に

は国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5(注4)}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

#### ① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注1) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

#### ② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」及び「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注2)を採用しています。

(注2) 基礎的手法……粗利益（直近3年の平均値）の15%をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は10.49%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,267	35,442
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,014	3,014
うち、利益剰余金の額	33,433	32,608
うち、外部流出予定額(△)	△180	△180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	119	133
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	119	133
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	102
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,464	35,678
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	88
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	88
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	88	93
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	176	181
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	36,288	35,496
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	331,468	319,249
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	434	454
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	434	454
オフ・バランス取引項目	41	54
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—



項 目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,138	14,188
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	345,607	333,437
自己資本比率		
自己資本比率((八)/(二))	10.49	10.64



## ■ (参考) 自己資本比率に関連する用語 ■

### 「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

### 「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

### 「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

### 「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

### 「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

### 「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されてい

ます。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金  
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金  
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金  
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金  
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

### 「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

### 「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

### 「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

### 「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。



2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

#### 「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

#### 「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあ

てることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

#### 「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

#### 「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

#### 「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

#### 「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。



### (3) 定性的開示事項・定量的開示事項

#### ① 自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,014百万円

#### ② 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2019年度末)		前期末 (2018年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	331,468	13,258	319,249	12,769
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注3)	330,828	13,233	317,272	12,690
ソブリン向け(注4)	90	3	90	3
金融機関向け	45,143	1,805	46,306	1,852
事業法人等向け	8,190	327	6,786	271
中小企業等・個人向け	230,958	9,238	214,513	8,580
抵当権付住宅ローン	30,986	1,239	33,433	1,337
不動産取得等事業向け	1,767	70	1,753	70
延滞債権(注5)	230	9	492	19
その他(注6)	13,461	538	13,895	555
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
(うち再証券化)	( - )	( - )	( - )	( - )
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー(注7)	205	8	1,522	60
ルックスルー方式(注8)	205	8	1,522	60
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	434	17	454	18
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額(注9)	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー(注10)	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク(注11) (B)	14,138	565	14,188	567
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	345,607	13,824	333,437	13,337

注1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。

貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。

なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うこととなっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

注2. 所要自己資本=リスク・アセット×4%

注3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

注4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

注5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。

注7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもの



のリスク・ウェイトが判定できない場合の取り扱いです。

注8.「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

注9.「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。

注10.「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

注11.オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

### ■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

#### 現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫の自己資本比率は10.49%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

#### 将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

## （4）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

### ①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

（単位：百万円）

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エク スポージャー (注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国内	680,720	670,003	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	237,302	242,584	286	356
国外	8,437	8,966	-	-	-	-	-	-	8,437	8,966	-	-
合計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550	286	356

業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製造業	4,756	3,855	-	-	3,300	2,800	-	-	1,456	1,055	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	400	400	-	-	-	-	-	-	400	400	-	-
建設業	100	200	-	-	100	200	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・ 熱供給水道業	2,002	1,702	-	-	1,599	1,299	-	-	402	402	-	-
情報通信業	887	787	-	-	802	702	-	-	85	84	-	-
運輸業、郵便業	2,303	1,803	-	-	2,300	1,800	-	-	3	3	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	901	901	-	-	900	900	-	-	1	1	-	-
金融業、保険業	234,455	239,377	-	-	1,608	1,010	-	-	232,846	238,366	-	-
不動産業、 物品賃貸業	2,002	1,995	282	276	1,600	1,600	-	-	119	119	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	304	204	-	-	300	200	-	-	4	4	-	-
国・地方 公共団体	11,125	12,200	6,359	7,142	4,300	4,305	-	-	464	752	-	-
個人	417,727	402,841	417,389	402,432	-	-	-	-	337	409	286	356
その他	12,190	12,699	491	551	899	899	1,182	1,297	9,616	9,951	-	-
合計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550	286	356

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	54,733	53,216	22,980	22,469	-	-	1,182	1,297	30,570	29,449
1年以下	148,735	293,814	27,543	179,055	3,256	701	-	-	117,935	114,058
1年超3年以下	94,366	122,929	44,912	71,892	4,725	4,984	-	-	44,728	46,052
3年超5年以下	69,889	59,482	41,616	23,427	3,420	4,021	-	-	24,852	32,033
5年超7年以下	50,011	30,271	36,153	22,754	908	2,510	-	-	12,948	5,006
7年超10年以下	60,781	66,368	48,381	47,321	3,700	1,800	-	-	8,700	17,246
10年超	210,639	52,886	202,935	43,481	1,700	1,700	-	-	6,004	7,704
合計	689,157	678,969	424,523	410,403	17,712	15,717	1,182	1,297	245,739	251,550

注1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

注2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。

注3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注4. CVAリスク相当額および中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
期首残高	133	145	132	143	266	289
当期増加額	119	133	－	0	119	133
当期減少額	目的使用	－	0	1	0	1
	その他	133	145	13	9	146
期末残高	119	133	119	132	238	266

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	目的使用		その他		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	16	18	-	-	1	-	-	1	14	16	-	-
その他	116	125	-	0	11	1	0	7	104	116	-	-
合計	132	143	-	0	13	1	0	9	119	132	-	-

1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	-	40,415	40,415	-	41,506	41,506
10%	-	903	903	-	902	902
20%	211,394	11,061	222,456	218,565	9,592	228,158
35%	-	88,536	88,536	-	95,529	95,529
50%	11,253	0	11,254	9,052	0	9,053
75%	-	307,955	307,955	-	286,029	286,029
100%	2,806	12,944	15,751	2,506	13,177	15,683
150%	-	911	911	-	1,129	1,129
200%	-	973	973	-	-	-
250%	-	-	-	-	975	975
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	225,455	463,701	689,157	230,124	448,844	678,969

- 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
- エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
- コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。



### ■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的に

ALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定例的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

#### ・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

#### ・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

#### ・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

### ■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

## (5)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	979	1,014	-	-	-	-	-	-
ソブリン等公共機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
事業法人等向け	1	1	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	978	1,012	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞	-	-	-	-	-	-	-	-

### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」として扱っています。担保については、「資産査定規程」に基づき適

切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

項 目	2019年度末			2018年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	/	—	—	/	—
金利関連取引	—	/	—	—	/	—
金関連取引	—	/	—	—	/	—
株式関連取引	—	/	—	—	/	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	/	—	—	/	—
その他コモディティ関連取引	—	/	—	—	/	—
クレジット・デリバティブ取引	—	/	—	—	/	—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
3. 当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。



## (7)証券化エクスポージャーに関する事項

### ①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

### ②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

#### ■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM員会に報告しています。

#### ■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

#### ■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

#### ■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）



## (8)出資等エクスポージャーに関する事項

### ①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	55	55	55	55
その他	5,725	5,725	5,815	5,815
合 計	5,781	5,781	5,870	5,870

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4. 当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

### ②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
売却益	93	1
売却損	66	—
償 却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

### ③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

### ④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
評価損益	—	—

## ■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期

的にALM委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。



(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,270	5,589

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
VaR	4,491	3,162

② IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,467	7,973	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	425	
3	スティーブ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,467	7,973	425	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,288		35,496	

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
- 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合はプラスで表示）。
- 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合はプラスで表示）。

### ■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にALM委員会および常務会で協議しています。さらに、

金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である $\Delta E V E$ 及び金利収益の変動額である $\Delta N I I$ を計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ を四半期ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

### ■金利リスクの算定手法の概要■

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.929年です。

(2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

10年としております。

(3)流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

(4)貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5)複数通貨の集計方法及びその前提

IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した $\Delta E V E$ が正となる通貨のみを対象としています。

(6)スプレッドに関する前提

スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響

を及ぼすその他の前提

コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の $\Delta E V E$ は7,467百万円（前期末比 $\Delta 505$ 百万円）となり、大きな変動はありません。

(9)計測値の解釈や重要性に関する説明

$\Delta E V E$ の計測値は、自己資本対比で20.578%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っておりますが、「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係等の追加分析を行った結果、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1)金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

VaRは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

## (11)オペレーショナル・リスクに関する事項

### ■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する「統合的リスク管理・運営方針」のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「オ

ペレーショナルリスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署である総務リスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。管理状況および今後の対応については、定期的にリスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

### ■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

## リスク管理債権 (破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況)

2019年度末のリスク管理債権合計は24億58百万円で、貸出金残高4,043億88百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.60%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が3億92百万円、「延滞債権」が19億36百万円、「3カ月以上延滞債権」が64百万円、「貸出条件緩和債権」が64百万円となっています。

リスク管理債権合計24億58百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が23億19百万円となっています。また、「貸倒引当金」を1億6百万円引き当てています。その結果、保全額は24億25百万円となり、リスク管理債権合計の98.68%をカバーしています。

### ●労金法に基づくリスク管理債権

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権 合計(A)	2,458	2,573
破綻先債権	392	482
延滞債権	1,936	1,733
3カ月以上延滞債権	64	282
貸出条件緩和債権	64	74
保全額(B)	2,425	2,534
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,412
貸倒引当金	106	122
保全率(B)／(A) %	98.68%	98.48%
貸出金残高(C)	404,388	390,437
リスク管理債権比率(A)／(C) %	0.60%	0.65%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。

#### 1. 「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

#### 2. 「破綻先債権」とは

借り手の破綻（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

#### 3. 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

#### 4. 「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

#### 5. 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

#### 6. 「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

#### 7. 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記（52頁）していますので御参照ください。

## 資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

(単位:百万円)

資産査定債務者区分			労金の償却・引当基準				
区分単位	債務者単位		区分単位	債務者単位			
対象債権	債権		対象債権	債権			
定義	労働金庫の資産査定規程		定義	処理基準	労働金庫の資産査定規程		
債務者区分		2019年度末	債務者区分	分類		2019年度末	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	392	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	—	
				Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	—	
				非・Ⅱ分類		392	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	556	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	17	
				Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	2	
				非・Ⅱ分類		536	
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,413	破綻懸念先	Ⅲ・Ⅳ分類	必要額(予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。)を個別貸倒引当金に繰入れる。	96	
				非・Ⅱ分類		1,316	
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	4,123	要注意先	要管理債権	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	131
					非分類		
				要管理先以外の要注意先	Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	3,991
					非分類		
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	391,932	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	391,932	
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	6,359	その他	非分類	引当は行わない。(注1)	6,359	



(単位:百万円)

債権の区分 (金融再生法に基づく報告・公表)			リスク管理債権の区分 (労金法に基づく開示)			
区分単位	債務者単位 (償却後)		区分単位	債権単位 (償却後)		
対象債権	総与信		対象債権	貸出金 (元 金)		
定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		定義	労働金庫法施行規則第114条		
債権区分		2019年度末	区 分		2019年度末	
(注3)			(注5)			
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	392	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、和議などの申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	392	
(注3)			(注5)			
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		556	延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	547	
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	1,413	延滞債権		1,389	
要管理債権 (債権単位)	3か月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金	64	3か月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)	64
	貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	64	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く)	64
正常債権 (注4)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更正債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	402,286				

注1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

注2. 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

注3. 償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。

注4. 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権 (未収利息等) については、正常債権に含まれます。

注5. 金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額 (貸出金分) にも一致することとなります。

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2020年3月末現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	2,491	2,612
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	949	980
危険債権	1,413	1,275
要管理債権	129	357
保全額(B)	2,442	2,551
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,411
貸倒引当金	123	141
保全額(B)／(A) (%)	98.03%	97.68%
正常債権(C)	402,268	388,326
合 計 (D) = (A) + (C)	404,760	390,938
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.62%	0.67%

1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。
3. %表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第3位を四捨五入しています。

### 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

### 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

### 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

### 「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

### 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

### 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表注記(52頁)をご参照ください。

## 連 結 情 報

### ●金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

四国ろうきん

(株)四国労金サービス

・従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業

#### (株) 四国労金サービス

当金庫で使用する各種帳票等の作成管理事務を受託する目的で、1990年2月に営業を開始しました。2019年度年間売上高は、228百万円となりました。

### ●金庫の子会社等に関する事項

名 称	株式会社四国労金サービス
主たる営業所又は事務所の所在地	愛媛県松山市二番町4丁目5-2
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	1990年2月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	—

### ●金庫及びその子会社等の事業の概況

#### 純資産

当金庫と(株)四国労金サービスを連結した結果、連結剰余金は335億円となりました。

また、出資金は当金庫の上記連結対象子会社等への出資に、連結に伴う調整消去を加え、30億14百万円となりました。純資産は前年同期より5億30百万円増加して、367億23百万円（増加率1.46%）となりました。

#### 預 金

当金庫の上記連結子会社等からの預金積金は1億62百万円で、連結に伴う調整償却後の期末残高は6,094億8百万円（増加率1.37%）となりました。

#### 貸出金

2019年度は、上記連結対象子会社等への貸出金2億円に連結に伴う調整消去を加えた結果、前年同期より139億63百万円増加して、4,041億88百万円（増加率3.57%）となりました。

#### 損 益

2019年度の経常収益は、93億61百万円（前期比96百万円増、1.03%増）となり、経常費用は、80億56百万円（前期比1億81百万円減、2.20%減）となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億37百万円増加し、9億83百万円となりました。

### ●金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
経 常 収 益	9,361	9,265	9,113	9,377	9,922
経 常 利 益	1,305	1,027	1,035	1,165	1,405
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746	739	807	1,006
純 資 産 額	36,723	36,192	35,385	35,007	34,591
総 資 産 額	671,712	664,321	646,584	632,012	624,613
連結自己資本比率	10.52%	10.67%	11.03%	11.26%	11.30%

1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

●連結貸借対照表

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2018年度末
<b>(資産の部)</b>		
現金及び預け金	225,082	229,301
コールローン及び買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	954
商品有価証券	—	—
有価証券	30,441	31,779
貸出金	404,188	390,224
外国為替	—	—
その他資産	5,790	5,817
有形固定資産	5,472	5,573
建物	3,259	3,295
土地	1,588	1,511
リース資産	143	153
建設仮勘定	28	69
その他の有形固定資産	452	543
無形固定資産	87	89
ソフトウェア	70	71
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	16	17
前払年金費用	122	129
繰延税金資産	699	634
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	41	54
貸倒引当金	△214	△237
その他の引当金	—	—
<b>資産の部合計</b>	<b>671,712</b>	<b>664,321</b>

項目	2019年度末	2018年度末
<b>(負債の部)</b>		
預金積金	609,408	601,148
譲渡性預金	460	460
借入金	21,400	22,500
コールマネー及び売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	1,489	1,429
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	190	183
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	1,755	2,084
役員退職慰労引当金	58	56
その他の引当金	52	75
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	130	135
債務保証	41	54
<b>負債の部合計</b>	<b>634,989</b>	<b>628,128</b>
<b>(純資産の部)</b>		
出資金	3,014	3,014
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	33,532	32,716
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
<b>会員勘定合計</b>	<b>36,547</b>	<b>35,731</b>
その他有価証券評価差額金	△128	143
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	305	318
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	176	461
新株予約権	—	—
非支配株主持分	—	—
<b>純資産の部合計</b>	<b>36,723</b>	<b>36,192</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>671,712</b>	<b>664,321</b>

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法  
 当金庫の有形固定資産は、当金庫の定める決算経理要領に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
 また、主な耐用年数は次のとおりです。  
 建物 15年~50年  
 その他 2年~20年  
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- 無形固定資産の減価償却の方法  
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- リース資産の減価償却の方法  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産及び負債の換算基準  
 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 貸倒引当金の計上基準  
 貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報



告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

##### (1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

##### (2)数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

確定拠出年金制度への一部移行

当庫は平成31年4月1日に職員(嘱託等職員およびアソシエイト職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益98,451千円を、特別利益に計上しております。

#### 10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

#### 12. 消費税及び地方消費税の会計処理

当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

また、連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 5,129,470 千円  
有形固定資産の圧縮記帳額 - 千円

#### 14. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は392,059千円、延滞債権額は1,936,996千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶

予した貸出金以外の貸出金です。

#### 15. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は64,998千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

#### 16. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は64,234千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

#### 17. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,458,289千円です。

なお、14. から17. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 18. 担保に供している資産

為替決済・当座借越契約および手形借入(21,400,000千円)の担保として預け金45,821,100千円、公金取扱いの担保として預け金2,200千円を差入れています。

また、その他の資産には、保証金は117,979千円が含まれております。

#### 19. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格(路線価方式)に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 508,493千円

#### 20. 出資1口当たりの純資産額

12,183円72銭

#### 21. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

230,958千円

#### 22. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

- 千円

#### 23. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(又は出資金)を除く)

- 千円

#### 24. 金融商品の状況に関する事項

##### (1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)をしております。

##### (2)金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR(バリュー・アット・リスク)を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫グループは、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間120日(有価証券は20日)、信頼区間99%、観測期間250営業日)により算出しており、令和2年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,486,498千円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な試算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	216,864,092	217,111,239	247,146
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,299,150	2,348,960	49,809
その他有価証券	28,097,150	28,097,150	-
(3)貸出金	404,188,105		
貸倒引当金(*)	△ 194,482		
	403,993,622	408,228,000	4,234,377
金融資産計	651,254,016	655,785,350	4,531,334
(1)預金積金	609,408,773	609,449,579	40,805
(2)借入金	21,400,000	21,400,000	-
金融負債計	630,808,773	630,849,579	40,805

(\*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26. から30.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見込高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	45,293
組合出資金	-
合 計	45,293

(\*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	127,460,092	66,804,100	19,600,000	3,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	2,000,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	3,591,620	8,816,350	6,635,320	4,700,000
貸出金(*)	27,543,622	86,528,585	84,534,857	202,734,495
合 計	158,895,335	164,148,935	110,770,177	210,434,495

(\*) 貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	398,533,875	208,353,655	2,521,241	-
借入金	600,000	20,800,000	-	-
合 計	399,133,875	229,153,655	2,521,241	-

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。  
これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています(以下30.まで同様)。

(1) 満期保有目的の債券 (単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,699,156	1,741,620	42,463
	地方債	199,993	201,450	1,456
	短期社債	-	-	-
	社債	400,000	405,890	5,890
	その他	-	-	-
	小計	2,299,150	2,348,960	49,809
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合 計		2,299,150	2,348,960	49,809

(2) その他有価証券 (単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	7,966,063	7,899,748	66,314
	国債	2,120,763	2,100,167	20,595
	地方債	302,810	299,967	2,842
	短期社債	-	-	-
	社債	5,542,490	5,499,613	42,876
	その他	6,317,706	5,967,745	349,960
	小計	14,283,769	13,867,494	416,275
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	7,412,023	7,513,310	△101,286
	国債	1,533	1,536	△3
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	7,410,490	7,511,773	△101,283
	その他	6,401,357	6,895,443	△494,086
小計	13,813,381	14,408,753	△595,372	
合 計		28,097,150	28,276,248	△179,097

27. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,305,604	65,619	△66,605
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	1,078,993	95,898	△111,082
合 計	2,384,598	161,517	△177,688

29. 保有目的を変更した有価証券  
当連結会計年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

30. 減損処理を行った有価証券  
当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。

31. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

32. 当座貸越契約等  
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は80,867,112千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が40,682,432千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫(並びに連結される子会社及び子法人等)の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫(並びに連結される子会社及び子法人等)が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半期毎に)予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,184,679千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

33. 退職給付債務等  
当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりです。

	(単位:千円)
退職給付債務	△5,552,660
年金資産(時価)	3,349,496
未積立退職給付債務	△2,203,163
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	631,290
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△60,904
連結貸借対照表計上額の純額	△1,632,776
退職給付に係る資産	△122,890
退職給付に係る負債	△1,755,667



●連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度
経常収益	9,361	9,265
資金運用収益	7,823	7,970
貸出金利息	6,482	6,464
預け金利息	631	713
コールローン利息及び買入手形利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	433	405
その他の受入利息	275	386
役務取引等収益	1,020	903
その他業務収益	409	299
その他経常収益	108	91
貸倒引当金戻入益	22	20
償却債権取立益	0	0
その他の経常収益	84	70
経常費用	8,056	8,238
資金調達費用	226	235
預金利息	224	234
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
その他の支払利息	1	0
役務取引等費用	1,337	1,348
その他業務費用	237	97
経費	6,181	6,485
その他経常費用	72	72
貸倒引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	72	72
経常利益	1,305	1,027
特別利益	99	2
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	99	2
特別損失	63	11
固定資産処分損	12	1
減損損失	49	8
その他の特別損失	1	1
税金等調整前当期純利益	1,341	1,018
法人税、住民税及び事業税	321	233
法人税等調整額	35	38
法人税等合計	357	272
当期純利益	983	746
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746

損益計算書の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 326円41銭

●連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2018年度
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	32,716	32,150
利益剰余金増加高	996	746
親会社株主に帰属する当期純利益	983	746
土地再評価差額金取崩額	12	—
利益剰余金減少高	180	180
配当金	180	180
利益剰余金期末残高	33,532	32,716



## 自己資本の充実の状況(連結会計年度の開示情報)

## (1) 連結自己資本比率の状況

連結自己資本比率(国内基準) (単位:%)

2019年度末	2018年度末
10.52	10.67

注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により連結自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

注) 用語の解説は、71頁を参照願います。

当金庫グループでは、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫グループの自己資本比率は10.52%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。



(2)自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円、%)

項 目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,366	35,550
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,014	3,014
うち、利益剰余金の額	33,532	32,716
うち、外部流出予定額(△)	△180	△180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	94	104
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	94	104
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	78	102
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,539	35,757
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	87	88
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	87	88
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	88	93
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	176	181
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	36,363	35,575
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	331,378	319,160
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	434	454
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	434	454

項 目	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
オフ・バランス取引項目	41	54
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,116	14,165
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	345,495	333,326
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	10.52	10.67

「為替換算調整勘定」とは

在外子会社等の財務諸表の換算手続において発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のことです。

なお、当金庫の子会社等のうち在外子会社等に該当するものではありません。

その他の用語等の説明については、71・72頁をご覧ください。

### (3) 定性的開示事項・定量的開示事項

#### ① 連結の範囲に関する事項

・ 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、自己資本比率告示といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

・ 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は四国労金サービスです。主要な業務の内容は以下のとおりです。

・ 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。

・ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。

・ 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

主要な連結子会社の名称	主要な業務の内容
四国労金サービス	従属業務、付随・関連教務、労働金庫代理業

### ②自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
 なお、当金庫グループの自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,014百万円
普通株式	①発行主体：四国労金サービス
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：－

### ③自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末 (2019年度末)		前期末 (2018年度末)	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	331,378	13,255	319,160	12,766
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	330,738	13,229	317,184	12,687
ソブリン向け	90	3	90	3
金融機関向け	45,143	1,805	46,306	1,852
事業法人等向け	7,989	319	6,573	262
中小企業等・個人向け	230,958	9,238	214,513	8,580
抵当権付住宅ローン	30,986	1,239	33,433	1,337
不動産取得等事業向け	1,767	70	1,753	70
延滞債権	230	9	492	19
その他	13,571	542	14,020	560
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	( - )	( - )	( - )	( - )
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	205	8	1,522	60
ルック・スルー方式	205	8	1,522	60
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	434	17	454	18
他の金融機関等の対象資本等調達手 段に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得 た額	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク (B)	14,116	564	14,165	566
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B) (C)	345,495	13,819	333,326	13,333

1. 「その他」には、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等を計上しています。
2. 項目の説明につきましては、73頁を参照願います。



■ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ■

現在の自己資本の充実状況について

2019年度末の当金庫連結グループの自己資本比率は10.52%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるパーゼル(金)基準では、自己資本は引き続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫連結グループは、連結グループが直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで連結グループ全体のリスクの程度を判断し、連結グループの経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫連結グループでは、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
国 内	680,641	669,926	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	237,424	242,720	286	356
国 外	8,437	8,966	-	-	-	-	-	-	8,437	8,966	-	-
合 計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687	286	356

業種別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	合 計		貸出金等取引		債 券		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
製 造 業	4,756	3,855	-	-	3,300	2,800	-	-	1,456	1,055	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	400	400	-	-	-	-	-	-	400	400	-	-
建 設 業	100	200	-	-	100	200	-	-	0	0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	2,002	1,702	-	-	1,599	1,299	-	-	402	402	-	-
情報通信業	887	787	-	-	802	702	-	-	85	84	-	-
運輸業、郵便業	2,303	1,803	-	-	2,300	1,800	-	-	3	3	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	901	901	-	-	900	900	-	-	1	1	-	-
金融業・保険業	234,455	239,377	-	-	1,608	1,010	-	-	232,846	238,366	-	-
不動産業、物品賃貸業	2,002	1,995	282	276	1,600	1,600	-	-	119	119	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	304	204	-	-	300	200	-	-	4	4	-	-
国・地方公共団体	11,125	12,200	6,359	7,142	4,300	4,305	-	-	464	752	-	-
個 人	417,727	402,841	417,389	402,432	-	-	-	-	337	409	286	356
そ の 他	12,111	12,623	290	339	899	899	1,182	1,297	9,738	10,087	-	-
合 計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687	286	356

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合計		貸出金等取引		債券		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	54,855	53,353	22,980	22,469	-	-	1,182	1,297	30,692	29,585
1年以下	148,735	293,814	27,543	179,055	3,256	701	-	-	117,935	114,058
1年超3年以下	94,366	122,929	44,912	71,892	4,725	4,984	-	-	44,728	46,052
3年超5年以下	69,889	59,482	41,616	23,427	3,420	4,021	-	-	24,852	32,033
5年超7年以下	50,011	30,271	36,153	22,754	908	2,510	-	-	12,948	5,006
7年超10年以下	60,781	66,368	48,381	47,321	3,700	1,800	-	-	8,700	17,246
10年超	210,438	52,673	202,734	43,269	1,700	1,700	-	-	6,004	7,704
合計	689,078	678,893	424,322	410,190	17,712	15,717	1,182	1,297	245,861	251,687

1. 項目の説明につきましては、75頁を参照願います。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合計	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
期首残高	104	115	132	143	237	259
当期増加額	94	104	-	0	94	104
当期減少額	目的使用	-	0	1	0	1
	その他	104	115	13	9	117
期末残高	94	104	119	132	214	237

1. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の説明につきましては、76頁を参照願います。



③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	目的使用		その他		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、 物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方 公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	16	18	-	-	1	-	-	1	14	16	-	-
そ の 他	116	125	-	0	11	1	0	7	104	116	-	-
合 計	132	143	-	0	13	1	0	9	119	132	-	-

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	-	40,415	40,415	-	41,506	41,506
10%	-	903	903	-	902	902
20%	211,394	11,061	222,456	218,565	9,592	228,158
35%	-	88,536	88,536	-	95,529	95,529
50%	11,253	0	11,254	9,052	0	9,053
75%	-	307,955	307,955	-	286,029	286,029
100%	2,806	12,866	15,672	2,506	13,101	15,607
150%	-	911	911	-	1,129	1,129
200%	-	973	973	-	-	-
250%	-	-	-	-	975	975
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	225,455	463,622	689,078	230,124	448,768	678,893

1. 項目の説明につきましては、77頁を参照願います。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称につきましては、78頁を参照願います。

(5)信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー						
信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	979	1,014	—	—	—	—
ソブリン等公共機関向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	1	1	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	978	1,012	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、78頁を参照願います。



(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

項 目	2019年度末			2018年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額 (A)	-	-	-	-	-	-
グロスのアドオンの額 (B)	-	-	-	-	-	-
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	-	-	-	-	-	-
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	-	-	-	-	-	-
外国為替関連取引	-	/	-	-	/	-
金利関連取引	-	/	-	-	/	-
金関連取引	-	/	-	-	/	-
株式関連取引	-	/	-	-	/	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-	/	-	-	/	-
その他コモディティ関連取引	-	/	-	-	/	-
クレジット・デリバティブ取引	-	/	-	-	/	-
担保の額 (F)	-	-	-	-	-	-
現金・自在庫預金	-	-	-	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	-	-	-	-	-	-

1. 項目の説明につきましては、79頁を参照願います。

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

② 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当はありません。

## (8)出資等エクスポージャーに関する事項

### ①連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2018年度末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	45	45	45	45
その他	5,725	5,725	5,815	5,815
合 計	5,771	5,771	5,860	5,860

1. 項目の説明につきましては、81頁を参照願います。

### ②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
売却益	93	1
売却損	66	—
償 却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

### ③連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

### ④連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2018年度
評価損益	—	—

### ■出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、81頁を参照願います。

## (9)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	当期末 (2019年度末)	前期末 (2018年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,270	5,589

(10)金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
VaR	4,486	3,159

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	7,456	7,959	0	
2	下方平行シフト	0	0	425	
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,456	7,959	425	
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,363		35,575	

1. 項目の説明につきましては、82頁を参照願います。

■金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

■連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要につきましては、83頁を参照願います。

## (11)オペレーショナル・リスクに関する事項

### ■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、連結グループを一体として管理していますので、オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要につきましては、83頁を参照願います。

### ■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称■

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

## ●連結セグメント情報

連結の対象となる(株)四国労金サービスは、当金庫関連業務の受託事業等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常利益、経常利益又は経常損失

の額及び資産の額（以下「経常収益等」といいます。）の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。





**リスク管理債権** (破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況)

●**労金法に基づくリスク管理債権**

(単位:百万円)

区 分	2019年度末	2018年度末
リスク管理債権 合計(A)	2,458	2,573
破綻先債権	392	482
延滞債権	1,936	1,733
3カ月以上延滞債権	64	282
貸出条件緩和債権	64	74
保全額(B)	2,425	2,534
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,412
貸倒引当金	106	122
保全率(B)／(A) %	98.68%	98.48%
貸出金残高(C)	404,188	390,224
リスク管理債権比率(A)／(C) %	0.60%	0.65%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 用語の解説は84頁を参照下さい。

**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」**

2020年3月末現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項 目	2019年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権(A)	2,491	2,612
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	949	980
危険債権	1,413	1,275
要管理債権	129	357
保全額(B)	2,442	2,551
担保・保証等による回収見込み額	2,319	2,411
貸倒引当金	123	141
保全率(B)／(A) (%)	98.03%	97.68%
正常債権(C)	402,068	388,113
合 計 (D) = (A) + (C)	404,559	390,725
金融再生法上の不良債権比率(A)／(D) (%)	0.62%	0.67%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満四捨五入しています。
3. %表示の部分については、円単位で計算したあと、小数点第3位を四捨五入しています。
4. 用語の解説は87頁を参照下さい。

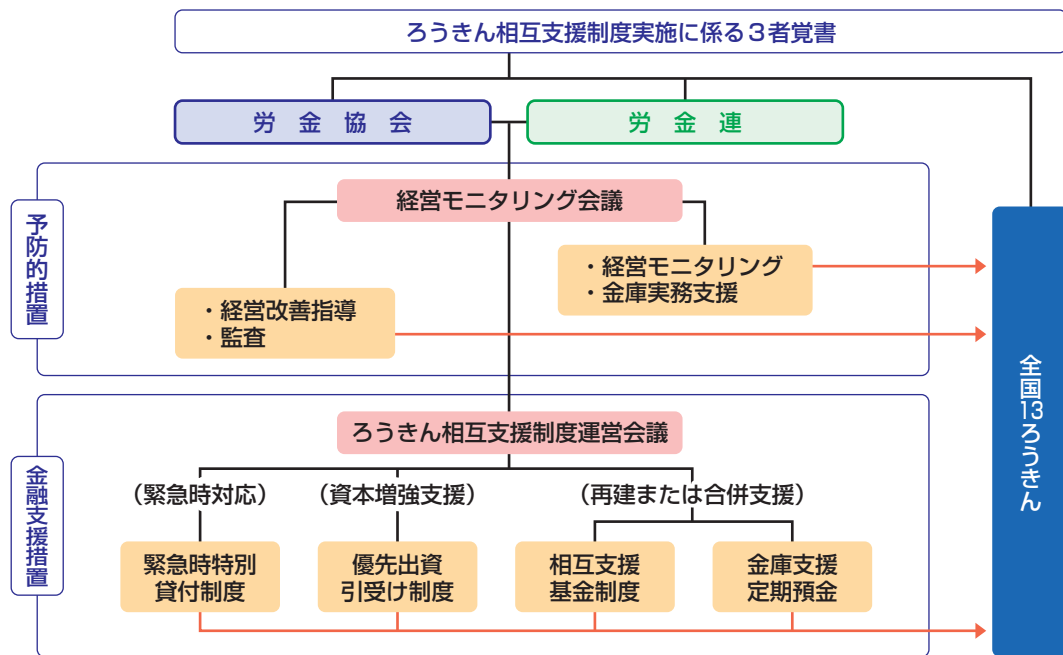
### 「ろうきん業態セーフティネット」

お客さまの預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1 番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じ

て必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2 番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。



### ●全国労金の概要 (2020年3月末・速報値)

金庫名	店舗数	役職員数	団体会員数	預金 (百万円)	貸出金 (百万円)
北海道	37	716	2,697	1,005,983	743,669
東北	70	1,160	5,778	2,092,653	1,244,519
中央	145	3,099	12,040	6,374,513	4,454,242
新潟県	27	451	2,054	825,448	384,249
長野県	23	381	1,714	695,074	379,427
静岡県	27	698	2,378	1,120,756	856,956
北陸	27	499	1,851	767,516	434,976
東海	42	639	3,122	1,814,350	1,521,817
近畿	56	1,081	6,781	2,237,422	1,379,669
中国	39	749	3,729	1,174,355	756,014
四国	27	463	2,051	610,031	404,388
九州	82	1,227	6,154	1,889,012	1,459,826
沖縄県	12	154	447	270,427	181,373
合計	614	11,317	50,796	20,877,546	14,201,131

1. 店舗数にはインターネット支店を含みます。  
 2. 預金計には譲渡性預金を含みます。



# 索引 (法定開示項目一覧)

## 労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目

### ■労働金庫法施行規則第114条による開示項目 (単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	33
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	35
(3) 会計監査人の氏名又は名称	35
(4) 事務所の名称及び所在地	44
2. 金庫の主要な事業の内容	37
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	50
(2) 主要な事業の状況を示す指標	57
(3) 事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	57
②預金に関する指標	59
③貸出金等に関する指標	61
④有価証券に関する指標	63
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 社会的責任と社会貢献活動	19
(2) リスク管理の態勢	26
(3) 法令等遵守の態勢	29
(4) 苦情等への対応	31
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	51
(2) 損益計算書	55
(3) 剰余金処分計算書	56
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	84
②延滞債権	84
③3ヵ月以上延滞債権	84
④貸出条件緩和債権	84
⑤合計額	84
(5) 自己資本の充実の状況	68
(6) 有価証券	63
(7) 金銭の信託	67
(8) 労金法施行規則第86条1項5号に掲げる取引 デリバティブ取引	67
(9) 貸倒引当金 (期末残高・期中増減額)	76
(10) 貸出金償却の額	77
(11) 会計監査人の監査	56

### ■労働金庫法施行規則第115条による開示項目 (連結)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	88
(2) 金庫の子会社等に関する事項	88
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	88
(2) 主要な事業の状況を示す指標	88
3. 金庫及びその子会社等の直近の2事業年度における 財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表	89
(2) 連結損益計算書	93
(3) 連結剰余金計算書	93
(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権	106
②延滞債権	106

③3ヵ月以上延滞債権	106
④貸出条件緩和債権	106
⑤合計額	106
(5) 自己資本の充実の状況	94
(6) 連結決算セグメント情報	105

### 金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」(単体)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87
2. 危険債権	87
3. 要管理債権	87
4. 正常債権	87

### 金融機能の再生のための緊急措置に関する 法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」(連結)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	106
2. 危険債権	106
3. 要管理債権	106
4. 正常債権	106

### ■労働金庫の自主開示項目

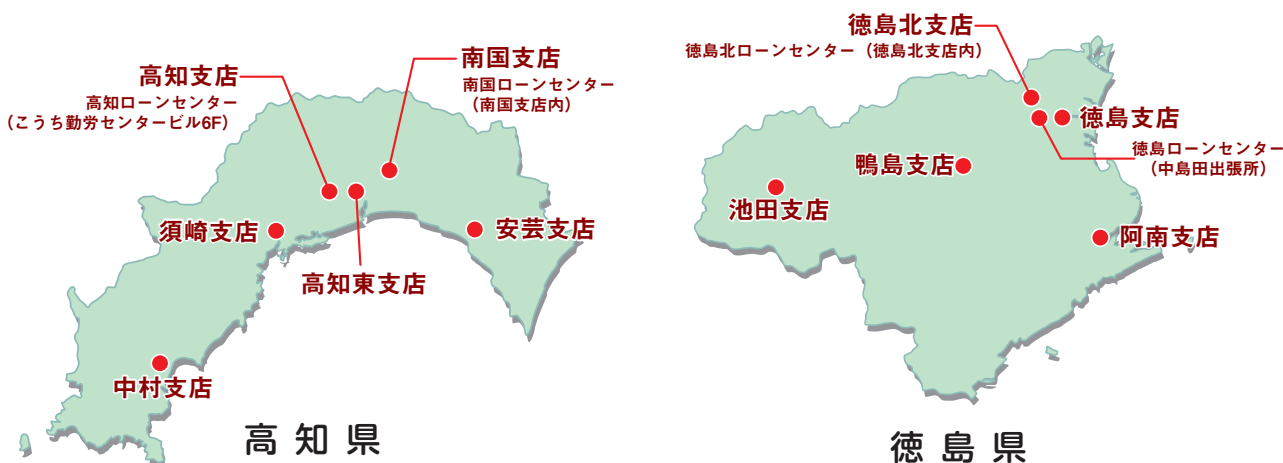
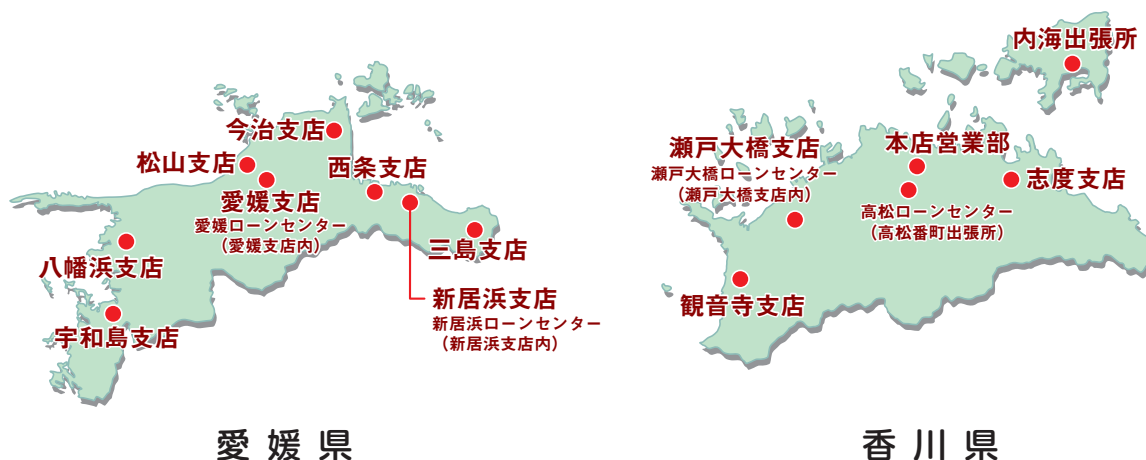
1. 概況等	
(1) 事業方針	4
(2) 役員の所属団体等	35
(3) 代表理事・常勤理事の兼職又は兼業の状況	35
(4) 職員の状況	36
(5) 報酬等に関する事項	36
(6) 自動機設置状況	44
(7) 大口出資会員	58
(8) 会員数内訳	58
(9) 出資配当等	58
2. 経理・事業内容	
(1) 純資産の内訳	58
(2) 利益率	57
(3) 常勤従業員1人当たり預金残高	62
(4) 1店舗当たり預金残高	62
(5) 常勤従業員1人当たり貸出金残高	62
(6) 1店舗当たり貸出金残高	62
3. 資金調達	
(1) 預金科目別残高	59
(2) 預金者別内訳	60
(3) 財形貯蓄残高	60
4. その他の業務	
(1) 公共債窓販実績	64
(2) 投資信託窓販実績	64
(3) 内国為替取扱実績	60
(4) 手数料	42
5. その他	
(1) 沿革・歩み	48
(2) 商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項	37
(3) トピックス	49
(4) 当金庫の考え方	26
(5) 全国労金の概要	107

※頁数は、項目の開始頁を表示しています。



# 店舗のご案内

(地番等は裏表紙を参照下さい)



(2020年6月30日現在)

## 金額及び諸比率の表示方法のご案内

### 1. 金額単位

- (1) 特段の表記がない場合は、各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。(ただし、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」については、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しております。
- (4) 該当する項目に計数がない場合は「-」、単位未満に計数がある場合は「0」で表示しています。

### 2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位以下を切り捨てし、第2位までを記載しています。



四国労働金庫本部 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3  
TEL(087)811-8000 FAX(087)811-8100

本 部		電 話	F A X
経 営 統 括 部	企画・人事	087-811-8004	087-811-8101
	経営管理	087-811-8001(人事)	
	資金運用	087-811-8005	
営 業 統 括 部		087-811-8006	087-811-8101
総務リスク統括部	総 務	087-811-8000	087-811-8100
	リスク管理	087-811-8007	
業 務 統 括 部	業 務	087-811-8002	087-811-8102
	融 資	087-811-8003	
監 査 部	監 査	087-811-8009	087-811-8104
監 事 会 事 務 局		087-811-8008	087-811-8101
お 客 様 相 談 セ ン タ ー		087-811-8041	087-811-8100

本部フリーダイヤル 0120-505-690  
ろうきんダイレクトヘルプデスク 0120-459-690  
多重債務相談デスク 0120-174-690  
ホームページ <https://www.shikoku-rokin.or.jp>



香川営業本部 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3  
TEL(087)811-8051 FAX(087)811-8103  
本店営業部 〒760-0011 高松市浜ノ町72-3  
TEL(087)811-8181 FAX(087)811-8182  
観音寺支店 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲1059  
TEL(0875)25-7777  
内海出張所 〒761-4411 小豆郡小豆島町安田甲144-72  
TEL(0879)82-0813  
瀬戸大橋支店 〒763-0082 丸亀市土器町東9-301  
TEL(0877)24-4811  
志度支店 〒769-2101 さぬき市志度2159-1  
TEL(087)894-7500  
高松ローンセンター  
(高松番町出張所) 〒760-0017 高松市番町3-5-15  
TEL(087)811-4141  
瀬戸大橋ローンセンター  
(瀬戸大橋支店内) 〒763-0082 丸亀市土器町東9-301  
TEL(0877)21-2311  
インターネット四国支店(ろうきんダイレクトヘルプデスク)  
TEL(0120)-459-690

徳島営業本部 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1  
TEL(088)623-1113 FAX(088)623-5744  
徳島支店 〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1  
TEL(088)623-1111  
池田支店 〒778-0003 三好市池田町サラダ1612-2  
TEL(0883)72-0399  
徳島北支店 〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5  
TEL(088)698-1111  
阿南支店 〒774-0030 阿南市富岡町トノ町71-20  
TEL(0884)22-2132  
鴨島支店 〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島342-1  
TEL(0883)24-3113  
徳島ローンセンター  
(中島田出張所) 〒770-0052 徳島市中島田町1-11-1  
TEL(088)634-1000  
徳島北ローンセンター  
(徳島北支店内) 〒771-0203 板野郡北島町中村字東開10-5  
TEL(088)698-1112

愛媛営業本部 〒790-0002 松山市二番町4-5-2  
TEL(089)933-3671 FAX(089)933-3677  
愛媛支店 〒790-0002 松山市二番町4-5-2  
TEL(089)948-1121  
松山支店 〒790-0066 松山市宮田町132  
TEL(089)943-1141  
新居浜支店 〒792-0008 新居浜市王子町3-5  
TEL(0897)33-8567  
三島支店 〒799-0405 四国中央市三島中央5-7-31  
TEL(0896)24-3939  
今治支店 〒794-0025 今治市大正町2-2-1  
TEL(0898)22-0913  
八幡浜支店 〒796-0048 八幡浜市北浜1-4-17  
TEL(0894)22-1292  
宇和島支店 〒798-0033 宇和島市鶴島町7-8  
TEL(0895)22-0565  
西条支店 〒793-0043 西条市樋之口57-1  
TEL(0897)56-2864  
愛媛ローンセンター  
(愛媛支店内) 〒790-0002 松山市二番町4-5-2  
TEL(089)948-1120  
新居浜ローンセンター  
(新居浜支店内) 〒792-0008 新居浜市王子町3-5  
TEL(0897)33-3360

高知営業本部 〒780-0870 高知市本町4-1-32  
TEL(088)823-3111 FAX(088)824-2677  
高知支店 〒780-0870 高知市本町4-1-32  
TEL(088)823-4311  
中村支店 〒787-0012 四万十市右山五月町7-48  
TEL(0880)34-3210  
須崎支店 〒785-0057 須崎市桐間東29  
TEL(0889)42-4133  
安芸支店 〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-1-19  
TEL(0887)34-0131  
南国支店 〒783-0006 南国市篠原1821  
TEL(088)863-1411  
高知東支店 〒781-0085 高知市礼場4-7  
TEL(088)885-2222  
高知ローンセンター  
(こうち支店ビル6F) 〒780-0870 高知市本町4-1-32  
TEL(088)825-2311  
南国ローンセンター  
(南国支店内) 〒783-0006 南国市篠原1821  
TEL(088)863-1412